

中井中央公園 指定管理者

管理運営業務に関する仕様書



中井町マスコットキャラクター 「なかまる」

令和 8 年 6 月

中井町

目 次

1	趣旨	1
2	施設の概要	1～5
3	指定期間	5
4	指定管理者が行わなければならない業務の基準	6～8
5	施設の運営に関する業務	9～12
6	施設の維持管理に関する業務	12～17
7	日常作業	18～20
8	施設の利用調整に関すること	21
9	自主事業の実施に関すること	21
10	経費等について	21
11	書類の作成及び提出	22～23
12	その他の事項	23～24
13	指定管理者の管理開始に係る準備	24
14	協定の締結	24

- ・資料 1
- ・別紙 1～20
- ・図 1～11



パークゴルフ

中井中央公園 指定管理者 管理運営業務に関する仕様書

この仕様書は、中井町都市公園条例（以下「条例」という。）第17条第1項に規定する「指定管理者」を募集及び選定するにあたり、当該施設の管理運営を行う上で確保すべき水準を示したもので、指定管理者が実施する具体的な手法を指定するものではありません。

ただし、項目によっては、指定管理者が管理運営を行う上で遵守、実施すべき事項も含まれていますので御留意ください。

1 趣旨

この仕様書は、中井中央公園の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について必要な事項を記述したもので、指定管理者は、中井中央公園の施設の利用許可を含む管理運営業務及び園内の維持管理等の業務を行うものとする。

2 施設の概要

施設の名称	所在地	開設年度	面積	備考
中井中央公園	中井町比奈窪 5 8 0 番地	平成 9 年度	17.8ha	指定緊急避難場所

(1) 管理対象施設の名称及び範囲

① 野球場

- ・面積 16,320㎡
- ・グラウンド 両翼 97.6m、センター 122.0m
- ・建物構造 鉄筋コンクリート造 2階建て 905.70㎡（下屋部分を含む）
- ・スタンド 804.49㎡（客席＋通路） 916席、内外野芝生席（各1,000人収容）
- ・ナイター照明 6基、スコアボード（LEDフルビジョン）

(1階床面積 747.47㎡、スタンド床面積 117.08㎡)

階数	部屋名
1階	グラウンド (両翼 97.6m、センター 122.0m) 内外野芝生席 (各1,000人収容)
	エントランスホール (廊下)、本部室、放送室、審判員控室、器具倉庫、身障者席、倉庫 (3か所)、医務室、多目的室、事務室 (給湯室・更衣室)、便所 (女2か所・男2か所)、自販機コーナー (2か所)、職員用便所 (女・男)、会議室 (物入)、身障者用便所、TELコーナー、ロッカー室 (2か所)、ボンベ室 (2か所)、シャワー室 (2か所)、土砂置場 (温水器置場)、車庫、ダックアウト (2か所)
2階	観客席 背付き椅子席 (230席)、ベンチ席 (686席)

② パークゴルフ場

- ・面積 約12,000㎡
- ・コース 18ホール (PAR 66)、距離 716m
- ・体験コース (身体障がい者・初心者向) 3ホール 完備
- ・スタートハウス 木造平屋建て 20㎡
- ・レストハウス 木造平屋建て 48㎡
- ・日本パークゴルフ協会公認コース

さくらコース			ふじみコース		
ホール	PAR	距離 (m)	ホール	PAR	距離 (m)
1	3	52	1	4	34
2	3	39	2	5	93
3	3	33	3	3	26
4	4	43	4	3	30
5	5	64	5	4	38
6	4	31	6	3	20
7	4	50	7	4	34
8	4	49	8	3	21
9	3	36	9	4	23
計	33	397	計	33	319

③ 多目的広場

- ・面積 29,000㎡
- ・グラウンド クレー舗装 両翼91.5m
- ・サッカーコート 天然芝 105m×68mまで可能
- ・サッカーゴール 一般用・少年用 各1組
- ・野球用マウンド 1か所（移動式バックネット）
- ・旗揚ポール 3本
- ・トイレ 2棟（南側トイレに身障者対応ブース1か所）
- ・倉庫（北側） 1棟、物置（南側） 1棟

倉庫（北側）	1階	ネット等の備品置場
	2階	3部屋

④ コミュニティ広場

ア 遊びの広場

- ・遊具 9基
- ・ゴムチップ休憩施設
- ・ミスト設備（ガーデンアーチ）1基
- ・東屋 1棟（ハートの丘）

遊具名		設置数	備考
1	ザイルクライミング	1基	幅 15m、高さ 6m
2	ローラースライダー（滑り台）	1基	延長 101.7m
3	砂遊び用ボールテーブル	1基	
4	砂と水遊び用ボート	1基	
5	幼児用遊具（砂場）	1基	幼児用コンビネーション遊具
6	パネルプレイ	1基	幼児用コンビネーション遊具
7	幼児用スプリング遊具	2基	
8	みかんポリン	1基	インクルーシブ遊具
9	大規模複合型遊具	1基	

イ 水辺の広場

- ・循環式水路 せせらぎ（長さ 40m、幅 1.5m、水深 5cm）
- ・親水池 直径 22m、水深 15cm
- ・トイレ 1 棟（身障者対応ブース 1 箇所）
- ・ミスト設備（ガーデンアーチ） 1 基

設備	機械室	滝ポンプ、湧水ポンプ、次亜ポンプ、ろ過装置 等
	貯水槽	4 m × 4 m × 3.5 m h

⑤ 里やま直売所

- ・木造平屋建て 100㎡

※施設周辺の維持管理のみ、指定管理業務となる。

⑥ 里都まち交流拠点

- ・里都まちC A F E 木造平屋建て 180.61㎡
- ・里都まちキッチン 木造平屋建て 41.40㎡
- ・里都まちミニパーク、里都まちキッズガーデン（芝生エリア）
- ・ウッドデッキ 1 箇所
- ・里やま直売所 木造平屋建て 100㎡

※里都まち交流拠点内の芝生エリアのみ、指定管理施設となる。

⑦ 駐車場

- ・野球場駐車場 普通車 101台、軽自動車 6台、大型車両8台、優先車両3台
- ・多目的広場駐車場 普通車 約250台、優先車両3台
- ・南側駐車場 普通車 161台、軽自動車 6台
- ・臨時駐車場 普通車 147台

⑧ その他

- ・防犯施設 1 式（カメラ 2 台、記憶媒体 1 台）
- ・ソーラー照明灯 6 基
- ・いこいの丘 東屋 1 棟
- ・花木、管理用通路、調整池 等

(2) 公園の供用期間・供用時間・休園日

- ① 中井町都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に従うこと。但し、設備の補修、点検、災害や事故その他やむを得ない事由があるときは、中井町と協議のうえ、利用時間及び休園日を変更することができる。
- ② 町長又は指定管理者は、都市公園の管理上必要があると認めるときは、臨時に休園日を設け、又は供用時間を変更することができる。但し、指定管理者は、供用時間の変更等をしようとするときは、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

施設名	供用期間等
野球場	供用期間：2月15日から12月15日まで（毎週月曜日は休み） （但し、月曜日が祝祭日の場合は、その翌日を休園日とする） 供用時間：8：45から20：45まで （ナイターの利用が無い場合は、5月1日から9月30日まで は8：45～17：45、それ以外は8：45～16：45とする）
パークゴルフ場	供用期間：1月5日から12月27日まで（毎週月曜日は休み） （但し、月曜日が祝祭日の場合は、その翌日を休園日とする） 供用時間：8：30～16：30 ※
多目的広場	供用期間：1月5日から12月27日（毎週月曜日は休み） （但し、月曜日が祝祭日の場合は、その翌日を休園日とする） 供用時間：8：45～16：45
コミュニティ広場 〔遊びの広場〕 〔水辺の広場〕	供用期間：年間を通じオープン 供用時間：9：00～16：45
野球場駐車場	供用時間：野球場と同じ
多目的広場駐車場	供用時間：パークゴルフ場と同じ
南側駐車場	供用時間：多目的広場、コミュニティ広場と同じ（荒天時は閉鎖）
臨時駐車場	イベント等で必要がある場合にのみオープンする。

※ 令和8年度より試行実施

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

4 指定管理者が行わなければならない業務の基準

指定管理者が行う業務（運営・管理）の基準は次のとおりとする。

なお、業務の遂行は、指定管理者が自ら行うことを原則とするが、部分的な業務については、中井町の承諾を得て専門業者に委託できるものとする。

（１）施設の運営に関すること

- ① 受付・案内等に関する業務
- ② 公園内における行為の承認及び利用料金の徴収等に関する業務
- ③ 有料の公園施設の利用承認及び利用料金の徴収等に関する業務
- ④ その他公園の運営に関する業務

（２）施設の維持管理に関すること

- ① 野球場・パークゴルフ場・多目的広場の維持管理に関すること（詳細は別紙１）
- ② 町民を優先として行う業務に関すること（詳細は別紙２から５）
 - ※ 従事者は町民を優先し、健康で生きがいのある生活の実現と、地域福祉の向上に貢献するよう努めることが条件である業務
- ③ 中井中央公園内の管理業務に関すること（詳細は別紙７）
- ④ 水辺の広場保守点検に関すること（詳細は別紙８）
- ⑤ 消防設備保守点検に関すること（詳細は別紙９）
- ⑥ 電気保安管理に関すること（詳細は別紙１０）
- ⑦ 自動ドア保守点検に関すること（詳細は別紙１１）
- ⑧ 野球場清掃業務に関すること（詳細は別紙１２）
- ⑨ 浄化槽保守点検に関すること（詳細は別紙１３）
- ⑩ 受水槽保守点検に関すること（詳細は別紙１４）
- ⑪ 遊具等保守点検に関すること（詳細は別紙１５）
 - ※ 遊具等保守点検及び修繕等に関する台帳を作成し管理すること。
- ⑫ 夜間照明機器保守点検に関すること（詳細は別紙１６）
- ⑬ スコアボード保守点検に関すること（詳細は別紙１７）
- ⑭ 水辺の広場水質検査に関すること（詳細は別紙１８）
- ⑮ 都まち交流拠点芝生管理業務に関すること（詳細は別紙１９）
- ⑯ 調整池の維持管理に関すること（詳細は別紙２０）

)

⑰ 浄化槽法定検査に関すること

※ 浄化槽法第 11 条の規定による定期検査を受けること。

⑱ 簡易専用水道定期検査に関すること

※ 水道法第 34 条の 2 第 2 項の規定による定期検査を受けること。

⑲ その他公園の維持管理に関する業務

(3) 職員の配置及び研修等の実施

- ① 施設全体の管理能力を備える統括責任者を配置すること。また、各業務を円滑に進めるため、各業務の責任者（現場代理人）を定めること。
- ② 町が指定する業務について、従事者は町民を優先し、健康で生きがいのある生活の実現と、地域福祉の向上に貢献するよう努めることを応募条件とする。（募集要項参照）
- ③ 中井町在住の町民を雇用するよう努めること。
- ④ 職員の勤務形態は施設の運営に支障がないよう定め、事務員、スタッフ等を必要数配置すること。
- ⑤ 職員に対して施設管理マニュアル及び事故対応マニュアルを定め、職員に必要な研修を実施すること。
- ⑥ 職員に対し、必要な健康診断等を行い、健康を害さないよう努めること。
- ⑦ 各々の業務においての配置職員が病気、事故等により執務できない場合は、当日の作業に支障がないよう、その者と同程度の能力を有する者を補充するものとする。
- ⑧ 業務に従事する際には、各々自己に与えられた業務を完全に理解し、規律を守り、公正公平、かつ明朗にサービスするものとする。また、第三者から容易に識別でき、各々の業務に相応しい、清潔で、かつ統一した服装を着用し、必ず名札を付けるものとする。

現在の施設管理職員の配置は次のとおりです。

配置場所	配置人員数等	備考
野球場	常時2名での管理体制 (野球場：半日単位で1名勤務 多目的広場・コミュニティ広場：1名勤務) ※ 休場日の月曜日又は月曜日が祝日の場合、その翌日において8：30-10：30 16：00-17：00各1名	中井町シルバー人材センター会員
多目的広場 コミュニティ広場		
パークゴルフ場	常時2名程度で対応	
公園内のトイレ清掃業務	清掃 定休日以外毎日 ごみの回収及び運搬・整理 適宜	

(4) 賠償保険の加入について

利用者傷害保険及び指定管理者の業務上の瑕疵により、利用者及び第三者に身体障がいや財物損壊を与える恐れのある賠償事故に対応するため、適切な保険に加入すること。



5 施設の運営に関する業務

指定管理者は、公園が有する様々な機能を十分に発揮させ、利用者の立場に立ったサービスの向上に努めるものとする。

(1) 利用者のサービス向上

次のことに留意して、常に利用者サービスの向上を図ること。

- ① 公園利用者や周辺住民からの要望を把握して公園の運営を適切に行うこと。
- ② 公園の利用案内や利用指導等については誠意をもって行うこと。
- ③ 公園利用者が快適に利用できるよう、園内を清潔に保つこと。また、公園の運営には、利用者の混乱が無いよう配慮すること。
- ④ 公園が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者（連絡先等）及び設置者としての中井町所管課名を、担当課と協議の上公園内の見やすいところに表示すること。
- ⑤ 指定管理者は、障がい者及び高齢者の利用に際して配慮を行うこと。
- ⑥ 身体障がい者の方が利用する場合において、原則として身体障がい者補助犬を同伴することを拒まないこと。
- ⑦ 指定管理者は、中井町と協議の上、公園の魅力増進及び利用者サービスの向上を目的とした自主事業を企画・実施（公園の設置目的や機能を損なわない範囲において）すること。この場合、当該事業の参加者から参加料を徴収することができる。

(2) 窓口業務

受付業務等の窓口は、野球場事務室及びパークゴルフ場スタートハウス（パークゴルフ関係のみ）とし、次の業務を行うほか、野球場事務室を総合窓口及び業務全体を統括する指揮命令の拠点として機能させること。

なお、通常の業務は、午前8時30分からとする。

① 予約・受付等に関する業務

(ア) 施設利用者の受付等を行うため、利用開始時間の30分前に受付窓口に職員を配置して電話等の問い合わせに対応できるようにすること。

(イ) 公園の利用案内や利用指導等を行うこと。

- (ウ) 野球場及び多目的広場の予約・受付は、中井町が提供する「施設予約システム」及び窓口で行うものとする。
- (エ) 随時、施設予約システムによる予約状況を確認し受付を行うこと。（来場や電話受付のものと重複させないこと）
- (オ) 予約キャンセルの手続きを行うこと。
- (カ) 施設予約システムの新規利用者登録（団体利用登録等）の受付を行うこと。
（利用者カードの発行、利用方法の説明）
- (キ) 天候不良により施設の利用が困難な場合は、指定管理者が判断し、利用者及び中井町担当課へ連絡すること。また、ホームページ等に閉鎖のお知らせを掲載すること。

② 公園内における行為の承認及び利用料金の徴収等に関する業務

(ア) 公園内における行為の承認

指定管理者は、条例及び規則に基づき公園内における行為の承認等を行うこと。

(イ) 利用料金の徴収

指定管理者は、公園内における行為をする者に対して条例別表第2（第13条、第17条関係）に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めた利用料金を徴収できるものとする。

なお、利用料金徴収の際は、行為をする者に領収書を交付すること。

(ウ) 利用料金の減免・還付

指定管理者は、条例及び規則に基づき利用料金を減額し、又は免除することができる。また、納付済みの利用料金は原則的に不還付ですが、条例及び規則に基づき、利用者の責めによらない場合及び利用する日の5日前までに利用の取り消しの申出を受けたときは、利用料金の全部又は一部を還付すること。

③ 有料の公園施設の利用承認及び利用料金の徴収等に関する業務

(ア) 有料の公園施設の利用承認

指定管理者は、条例及び規則に基づき有料の公園施設の利用承認等を行うこと。

(イ) 利用料金の徴収

指定管理者は、有料の公園施設利用者に対して条例別表第3（第13条、第17条関係）に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めた利用料金を徴収できるものとする。

なお、利用料金徴収の際は、利用者に領収書を交付すること。

(ウ) 利用料の減免・還付

指定管理者は、条例及び規則に基づき利用料金を減額し、又は免除することができる。また、納付済みの利用料金は原則的に不還付ですが、条例及び規則に基づき、利用者の責めによらない場合及び利用する日の5日前までに利用の取り消しの申出を受けたときは、利用料金の全部又は一部を還付すること。

④ 施設・附属設備・備品等の利用指導等に関する業務

(ア) 備品等（附属設備）の貸出しについては、事前に利用者と打合せを行い、使用に対する注意事項を説明し、必要数量等の確認をしておくこと。

(イ) 利用者の誘導・整理、安全確保や附属設備の日常点検、施設利用後の施設及び附属設備等についての利用状況を確認すること。利用後に異常が発見されたときは、早急に利用者から使用状況を聴取し適切に対応すること。

⑤ 緊急時の対応

(ア) 利用者の急な病気、怪我等に対応できるようマニュアルを作成するとともに、万一、傷病者等が発生した場合は、救急措置を行い、関係機関へ連絡し的確な対応を行うこと。また、その原因、状況等を町に報告すること。

(イ) **防火管理者（総括責任者との兼務可）を配置**し、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保及び必要な通報等についてマニュアルを作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。また、警察、消防等に要請するような災害等の緊急事態が発生した場合には、ただちに町にその旨を連絡すること。

(ウ) 災害等緊急時に備え、避難・救出その他必要な訓練、研修を実施すること。

(エ) AEDが野球場とパークゴルフ場に各1台設置されているので、職員が使用できるように研修等を実施すること。

(オ) 緊急時には、公園敷地内や施設内放送を活用し、公園利用者へ適切な情報提供を行うこと。

⑥ 苦情・要望等への対応

指定管理者は、利用者からの苦情・要望等に対応できる体制を整備するとともに、誠実に対応し、経過及び結果を中井町担当課へ報告すること。

また、指定管理者単独での対応が困難な事項については、速やかに中井町担当課へ報告し、指示を受けること。

なお、中井町の「わたしの提案」制度によって寄せられた苦情・要望等への対応についても、同様とする。

⑦ 広報事業（公園のPR等）

公園の案内など中井町と協議のうえ広報事業に関する業務を行うこと。

- (ア) 中井中央公園のホームページを開設すること。
- (イ) 施設パンフレット等の広報資料の新規作成及び増刷に関すること。
- (ウ) 各種イベントの情報を広く周知すること。
- (エ) その他中井町と指定管理者の協議により、中井町が承認したこと。

⑧ 各種印刷物の作成

申請書など施設の運営に必要な印刷物については、中井町と協議のうえ作成すること。

6 施設の維持管理に関する業務

- ・ 施設の適切な運営のため、設備等に関する保守管理等を行うこと。
- ・ 利用者への安全確保に留意するとともに、関係法令を遵守し、利用者が快適な環境のもとで利用できるよう、施設の保守・管理及び利用環境の整備を行うこと。
- ・ 各設備の点検・整備にあたっては、日常の各機器の運転状況を反映させて、機器の機能、維持、コストの低減に努め、突発・異常発生時の迅速な対応のため、専門技術職員による緊急対応体制を確立すること。
- ・ 施設及び設備等に重大な故障が起きた場合は、速やかに中井町へ報告すること。

(1) 維持管理の基本方針

- ① 法令を遵守すること。

- ② 予防保全を基本とすること。
- ③ 施設が有する機能及び性能を保つこと。
- ④ 創意工夫や民間業務において培った経験を活用し、合理的かつ効率的な業務実施に努めること。
- ⑤ 施設的环境を安全、快適かつ衛生的に保つこと。
- ⑥ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ⑦ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止に努めることとともに、省資源、省エネルギーに努めること。
- ⑧ 故障や破損等、修繕が必要な場所をリスト化し、修繕計画を作成し、町と共有すること。

(2) 基本的事項

① 建築物の保守管理業務

- (ア) 公園の適正な運営のため、建築物各部位の日常点検を行い、必要に応じて修繕等を行うこと。対象範囲は、施設の屋根、外壁、建具（内部・外部）、天井、内壁、床、階段、附属物等各部位とする。
- (イ) 部材の劣化、破損、腐食、変形等については、必要に応じて専門的な調査・診断・判定を実施し、必要な処置を講じ、適正な性能及び機能が発揮できる状態に保つこと。
- (ウ) 結露やカビの発生を防止すること。
- (エ) 扉、サッシ等が正常に開閉する状態を保つこと。
- (オ) 建築物において重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要がある場合の被害拡大防止に備えること。

② 建築設備の保守管理業務

施設にある電気設備、ガス設備、機械設備、空気調整設備、給排水衛生設備、浄化槽設備、防災設備等について運転・監視・点検・保守等を実施すること。

なお、自家用電気工作物の保安業務など**専門的知識・技能が必要な業務については、関係法令を遵守し、業務の実施体制を整える**こと。

(ア) 運転・監視

- a 各施設や部屋の用途、気候の変化、利用者の快適性等を考慮し、適正な操作によって効率よく運転・監視すること。
- b 運転時期の調整が必要な設備に関しては、中井町と協議し、運転期間・時間等を決定すること。

- c 各設備の使用上の障害となるものの有無を点検し、発見した場合は除去若しくは適切な対応をとること。

(イ) 法定点検

- a 各設備の関係法令の定めにより、点検を実施すること。
- b 点検等により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、補修、交換、分解整備、調整等）により対応すること。

(ウ) 定期点検

- a 各設備について、常に正常な機能を維持できるよう定期的に点検を行うこと。
- b 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法（保守、補修、交換、分解整備、調整等）により迅速に対応すること。

(エ) 劣化等への対応

劣化等について調査・判定を行い適切な方法（保守、補修、交換、分解整備、調整等）により迅速に対応すること。

③ 備品等の保守管理業務

現在、中井町が所有している中井中央公園の管理運営業務及び維持管理業務に用いる備品（物品）については、指定管理者に無償で貸し付ける。

指定管理者は、中井町から無償貸付けを受けた備品（物品）について、適切に維持管理すること。また、不具合の生じた備品（物品）については、中井町と協議のうえ、更新等を図るものとする。

※ 別添資料1の備品一覧を参照のこと。

- (ア) 公園内施設に設置されている備品について、点検、保守等を実施すること。
- (イ) 施設運営に支障をきたさないように、備品を適宜整備し管理を行うとともに、不具合の生じた備品については、随時、修繕・更新等を行うこと。なお、廃棄処分するときは、中井町の許可を得ること。
- (ウ) AEDが野球場とパークゴルフ場に各1台設置されているので、点検、保守等を実施すること。
- (エ) 中井町が所有する備品については、中井町の規定等に従い管理を行うこと。
- (オ) 中井町が所有する備品を故意又は過失によりき損滅失したときは、中井町との協議により、必要に応じてこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達すること。

- (カ) 指定管理者が指定管理料金により備品等を購入した場合は、指定管理料金により購入した備品であることを、また指定管理者が所有する備品又はリース等により機器を持ち込む場合は、指定管理者が持ち込んだ備品等であることを、管理簿を作成するなどして明らかにすること。
- (キ) 指定管理期間が終了したときは、指定管理料金により購入した備品については中井町に無償で譲渡し、また指定管理者が自己の費用にて調達した備品等は自己の負担において直ちに撤去するものとする。

④ 清掃業務

施設及び敷地内の清掃業務を実施すること。

(ア) 清掃業務全般

- a 業務に使用する用具及び資材等は、常に整理整頓し人体に有害な薬品などは関係法令に準拠し厳重に管理すること。
- b 作業においては、電気、水道の計画的な節約に努めること。
- c 業務終了後は、各室の施錠・消灯及び火気の始末を確認すること。
- d 全ての清掃作業担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい衣服を着用すること。

(イ) 施設清掃業務

- a 建物内外の仕上げ面及び建具・備品等を適切な頻度・方法で清掃する。
- b 仕上げ面の性質等を考慮しつつ、日常清掃、定期清掃を適切に組み合わせた作業計画を立案、実施し施設の美観と衛生を保つこと。
- c 日常清掃を適時実施すること。（掃き掃除、拭き掃除、吸殻及びごみ等の処理、衛生消耗品の補充、衛生陶器・洗面所の清掃、汚物処理、シャワー室清掃等とする。）
- d 定期清掃を実施すること。（床洗浄、床ワックス塗布、ガラスの清掃等とする。）

⑤ 植栽等の維持管理業務

指定管理区域の美観を保つため、樹木の剪定・草刈等計画的に実施し、適切にゴミの処理を行うこと。

- (ア) 植栽の種類、形状、育成状況等に応じて、適切な方法による維持管理を行うこと。
- (イ) 使用薬剤、肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定すること。
- (ウ) 施肥、灌水、病虫害の防除等を行い、植栽を常に良好な状態に保つこと。

⑥ 芝の維持管理に関すること

天然芝を良好な状態で維持するための管理及び整備を行うこと。また、附帯設備であるスプリンクラー設備の管理も合わせて行うこと。

⑦ 安全管理・警備等の業務

- (ア) 公園での事故防止及び迷惑行為防止のため、施設の使用状況を適宜把握し利用者へ指導すること。
- (イ) 公園の秩序及び規律の維持、盗難、破壊等の犯罪の防止、火災等の災害の防止、財産の保全及び利用者の安全を目的とする警備業務を実施すること。
- (ウ) 消防法、労働安全衛生法等関連法令及び監督官庁の指示等を遵守すること。
- (エ) 消防設備の配置状況等の把握、日常点検を行うとともに消防署の査察等がある場合は、立ち会いの上、必要な是正措置を講じること。
- (オ) 施設の出入口の施錠・開錠等の点検確認及び鍵の適正な管理を行うこと。

⑧ 駐車場の管理に関すること

駐車場は効率的に駐車できるように管理すること。また、大会、イベント開催時は混雑が予測されることから、主催者に公共交通機関の利用を促すこと。

⑨ 光熱水費等（環境への配慮）について

電気、ガス、水道料金及び電話料金については、指定管理者の負担とするが、エネルギーの削減（省エネ）に努めること。

また、施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、中井町の分別ルールに従って適切に分別を行い、回収ルート等を活用し、可能な限り資源化していくなど中井町の方針に準じた管理運営を行い、環境に配慮すること。

⑩ 拾得物・残置物の処理

拾得物は拾得物の台帳を作成し、原則として所轄の松田警察署（中村駐在所等）に届けること。園内に放置された自転車等で持ち主が不明なものについては、警察に盗難届等の有無など照会し所有者への連絡を依頼する。その後、無主物と判明したものは中井町に報告し処分する。

⑪ 車両の取扱い

軽トラック等管理で必要な車両は、指定管理者の負担で調達すること。

⑫ **携帯通信機器の取り扱い**

移動中の通信や、ミスト設備の設定操作に必要な携帯電話やスマートフォン類は、指定管理者の負担で調達すること。

7 日常作業

野球場管理作業

時間	日常作業
8 : 15	<ul style="list-style-type: none"> ・車止めの開錠 ・開園時の施設内危険物有無の確認 ・施設内のゴミ拾い、清掃、散水、トイレ清掃 ・施設利用者、来客及び電話の対応 ・施設予約システムによる予約状況の確認
8 : 30	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用の準備（ライン引き、トンボ、ブラシ等）
13 : 00	<ul style="list-style-type: none"> ・引き継ぎ（日報の整理）早番→遅番 ・施設内のゴミ拾い、清掃、散水
17 : 00 (18 : 00) (21 : 00) ナイター	<ul style="list-style-type: none"> ・日報等の整理 ・利用料金の集計 等 ・駐車場の施錠 ・ダグアウト、通路、各部屋の清掃
<p><備考></p> <p>① 必要に応じ早出の対応。また、ナイター利用がある場合、午後の担当者が引き継ぎ、管理業務を行う。（21 : 00 日報等の整理、車止めの施錠）</p> <p>② 施設利用者に係る利用者の受付・案内（指導及び誘導）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用に関する問い合わせへの対応（施設予約システム、団体登録、利用案内等） ・利用受付（申請書の確認、料金の徴収、領収書の発行、天候による利用可否判断と連絡） ・利用者の誘導、備品（グラウンド整備用具、ナイター照明等）の準備 ・利用終了時間の10分～15分前にグラウンド整備を促す <p>③ 施設利用に係る備品の貸し出し、管理（バッティングゲージ、ネット等）、準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用終了後備品の受け取り・確認・片付け <p>※ 利用者入れ替え時は、施設及び備品の損傷状況を確認</p> <p>④ 施設内外の清掃等（日常）軽作業 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き時間を利用して野球場等の清掃等軽作業を行う。 ・ごみについては、野球場レフト側A階段下倉庫に仮置きする。 ・トイレのペーパーの補充、施設及び機器の点検、設備及び物品の管理、見廻り 等 <p>⑤ 施設利用後の清掃、片付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド及び施設の清掃、備品等の片付け、石灰の補充 等 <p>⑥ 利用状況の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日程表、予定表（ホワイトボード）、日報等の整理 <p>⑦ 施設内の鍵の開閉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び駐車場の鍵の開閉 ・閉錠時の残車対応（野球場の放送施設を使って閉錠する旨を周知） <p>⑧ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期の休場期間中に、日常行えない園内清掃や修繕作業を実施 ・供用時間は、町との協議により変更が可能 	

パークゴルフ場管理作業

時 間	日 常 作 業
8 : 1 5	・ 車止めの開錠
	・ スタートハウス、レストハウスの開錠 ・ コース内巡回、清掃
	・ 発券機の準備 ・ 受付準備を行い順次受け付け開始 ・ 利用券を購入後申請書に必要事項の記入をしてもらう ・ 利用券、申請書を確認し、受付No.を記入後「入場者集計表」に転記 ・ クラブ、ボール、スコアカードの貸出
8 : 3 0	・ プレー開始
1 5 : 3 0	・ 受付終了 ・ 集計業務「入場者集計表」に記入 ・ コース内の整備、清掃、各ホールの旗を抜き植栽の上等に置く ・ スタートハウス、レストハウス内の清掃、片づけ ・ 貸出用具の返却確認
1 7 : 0 0	・ 日報等の整理 ・ 駐車場の施錠
<p><備考></p> <p>① 施設利用者に係る利用者の受付・案内（指導及び誘導）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用受付（利用申請の受理、天候による利用可否判断と連絡） ・ 団体利用の事前相談対応及び団体利用申請の受付 ・ 利用者の指導、物品の貸出 ・ クラブ、ボール、シューズの清掃管理 <p>② 利用終了後備品の受け取り・確認・片付け</p> <p>③ 施設利用後の清掃、片付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コース及び施設の清掃、備品等の片付け等 <p>④ 利用状況の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日報等の整理 <p>⑤ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症予防の放送、雷注意喚起の放送 ・ 供用時間は、町との協議により変更が可能 	

多目的広場・コミュニティ広場管理作業

時 間	日 常 作 業
8 : 4 5	<ul style="list-style-type: none"> ・開園時の水系施設内危険物有無の確認 ・ゴミ除去（せせらぎ、池、ゴミ取り箱） ・制御盤（異常）表示有無及び残留塩素濃度確認 ・次亜塩素酸ナトリウム残量及びメーターにより補給水量の確認 ・貯留槽蓋施錠確認
9 : 3 0	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ（滝・池）運転開始 → 運転状況確認 ・トイレの簡易清掃、ペーパー補充 ・ゴミ除去（せせらぎ、池、ゴミ取り箱）
1 0 : 3 0	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の水温及び気温測定、次亜濃度の確認
1 3 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ除去（せせらぎ、池、ゴミ取り箱） ・制御盤（異常）表示有無及び残留塩素濃度確認
1 3 : 3 0	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の水温及び気温測定、次亜濃度の確認
1 6 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ運転自動停止
1 6 : 4 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ除去（せせらぎ、池、ゴミ取り箱） ・制御盤（異常）表示有無及び残留塩素濃度確認 ・水辺の水温及び気温測定
1 7 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> ・日報等の整理 ・駐車場の施錠

<備考>

◆ 多目的広場

- ① 施設利用者に係る利用者の受付・案内（指導及び誘導）
 - ・施設利用に関する問い合わせへの対応（施設予約システム、団体登録、利用案内等）
 - ・利用受付（申請書の確認、料金の徴収、領収書の発行、天候による利用可否判断と連絡）
- ② 施設利用前の準備、貸し出し備品等の確認、施設利用後の清掃・片付け
 - ・利用者入れ替え時は、施設及び備品の損傷状況を確認

◆ 水辺の広場

- ① 水系施設機器の点検（9時、13時）
 - ・コンプレッサータンク内の水抜き、次亜塩素酸ナトリウムの残量確認 等
- ② 簡易水質検査・点検の実施（午前・午後各1回：残留濃度、水温、気温、濁度）
 - ・2回/日：ポンプの運転後、10：30 及び 13：30 に実施
- ③ 随時必要に応じて園内の巡回、点検及び清掃を行う
- ④ 夏期は貸出し用パラソルの設置・回収を行う

◆ 遊びの広場 ① 遊具簡易点検（開園時及び閉園時の2回）

- ② ローラー滑り台の開閉

◆ その他

- ・遊びの広場及び水辺の広場、入口のチェーンの開閉、日報等の整理 等
- ・供用時間は、町との協議により変更が可能

8 施設の利用調整に関すること（先行予約）

公園及び有料の公園施設の有効利用を図るため、中井町及び中井町教育委員会主催の行事や公共性の高い団体が主催する大会などの施設利用については、規則別表（第4条関係）に規定する受付期間に優先して、指定管理者は、利用年度の前年度の1月までに年間先行予約について調整を行うこと。（募集要項の資料2参照）

なお、その結果に従って、施設予約システムへの入力も併せて行うこと。

9 自主事業の実施に関すること

指定管理者は、公園の活性化、利用者サービスの向上を目的として、自主事業を実施するものとする。

原則として、年度ごとに中井町と調整のうえ実施計画書を作成し、中井町へ提出すること。

なお、自主事業の企画に当たっては、公園の設置目的、施設機能、利用の公平性を損なわないよう注意すること。

事業計画において提案された自主事業であっても、内容によっては実施できない場合や一部変更を求めることがある。自主事業を行う前には、事業内容等について、中井町と協議すること。

10 経費等について

（1）管理運営に要する経費

消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費等、建物管理費、清掃費、設備機器管理費、施設修繕費、植栽管理費、芝維持管理費、その他施設の管理運営に必要な経費は指定管理者の負担とし、中井町から指定管理料として、毎年度予算の範囲内で締結した年度協定に従い支払うものとする。

（2）修繕・改修に要する経費

1件あたり100万円未満の修繕・改修は、指定管理者の負担とする。修繕・改修の実施にあたっては、経過及び修繕の結果を中井町へ報告すること。

なお、施設の設置目的の効果を増す工事・増築・移設及び更新は、中井町の負担とする。

11 書類の作成及び提出

(1) 事業計画書

次に掲げる内容を含む事業計画書を当該事業年度開始の30日前までに提出すること。

- (ア) 管理計画
- (イ) 運営計画（修繕計画を含む）
- (ウ) 事業計画
- (エ) 収支計画

(2) 事業報告書

① 事業報告書（年度報告）

次に掲げる内容を含む事業報告書を当該事業年度終了後30日以内に町に提出すること。

- (ア) 管理・運営業務の実施状況
- (イ) 施設の利用状況
- (ウ) 事業の実施状況
- (エ) 利用料金等の収入実績及び管理経費等の収支状況
- (オ) 施設の利用制限等の状況
- (カ) 施設の事故、故障、警報等の状況
- (キ) 利用者からの苦情、要望等の状況
- (ク) 指定管理費用の収支状況
- (ケ) その他町長が必要と認める事項

② 月例事業報告書

指定管理者は、1日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口の運営等）や利用者の対応など特記事項を記した日報を作成し、公園内における行為の承認及び利用料金の収入状況、施設利用人数及び利用料金の収入状況等を集計した報告書とともに、翌月の15日までに中井町に月例事業報告書として提出すること。

また、サービスの向上や適切な管理運営を図るため、現場状況を踏まえながら、四半期に1回程度、中井町と定期的な意見交換や情報交換を行うこと。

なお、管理運営について適正でないと認められることについては、中井町が必要な指示を行うことができる。

(3) モニタリング及び自己評価

指定管理者は自らの責任と費用により、施設の利用状況、利用者の意見や要望及び満足度等を聴取し、利用者モニタリングを行うものとする。

なお、モニタリングで聴取する項目については、中井町と協議のうえ、定めるものとする。

また、モニタリングにより得られた結果を基に、施設の管理運営に対する自己評価を行い、今後の管理に反映させるとともに、その結果を中井町へ提出することとする。なお、自己評価項目や提出日等については、中井町と協議すること。

12 その他の事項

- (1) 指定管理者制度の導入施設における行政財産の目的外使用許可は、地方自治法上、中井町が引き続き有することとされているため、指定管理者は権限を行使することができない。

そのため、中井町が公園敷地内に自動販売機の設置許可をした者には、許可書に指定管理者が自動販売機の設置に伴う電気料金（実費）を徴収できるものと定めていることから、指定管理者は、当該自動販売機の設置許可を受けた者と協議し、指定管理者の責任において対応すること。

なお、現在の許可状況は次のとおり。

- ① 公園敷地内に飲料用自動販売機（20基）の設置
（うち11基は現指定管理者が設置）
- ② 臨時駐車場に電波中継局（35㎡）の設置

- (2) 学校行事や消防団等で駐車場のみを利用する場合があるため、公共性の高いものに対しては、優先的に利用できるよう配慮すること。
- (3) 指定管理者になったことにより、法人等に対する町民税、県民税が課税された場合及び指定管理者が新たに設置した償却資産に対して固定資産税が課税された場合は、指定管理者が納税義務者となることに留意すること。
- (4) 事故防止、安全管理には、特段の注意義務をもって当たること。

- (5) 中井中央公園は、中井町地域防災計画により、非常災害時の指定緊急避難場所等の防災拠点に位置づけられていることから、地震等の災害時は、町の指示に従い、管理運営を行うこと。
- (6) 公園内の南側駐車場は、ドクターヘリの発着場所として登録されているため、関係機関から連絡を受けた場合、指定管理者は誠実に対応すること。
- (7) 指定管理者は、その管理運営業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、部分的な業務については専門業者に委託できるものとし、その場合、事前に中井町の承諾を得ること。

13 指定管理者の管理開始に係る準備

指定管理者は令和9年4月1日からの業務が円滑に遂行できるよう、次に掲げる項目を行うこと。

なお、指定期間が始まるまでに要する準備経費については、指定管理者の負担とする。

- (1) 協定項目について中井町との協議（協定の締結）
- (2) 配置する人員の確保、人員研修
- (3) 業務等に関する各種規定の作成、協議
- (4) 施設利用料等に関する中井町との協議
- (5) 第三者委託に関する中井町との協議
- (6) 業務の引継ぎ
- (7) その他指定管理業務に必要な準備

14 協定の締結

議会の議決による指定に伴い、中井町と指定管理者が施設の管理に係る細目の協議により基本協定及び年度協定を締結する。また、中井町又は指定管理者において協定の改定が必要と認める場合は、協議することができる。

なお、指定期間内における主なリスクについては、中井町と指定管理者との協議のうえ、締結する協定において規定するものとする。

中井中央公園備品一覧

No.	品目	名称・説明	数量	設置場所
1	応接テーブル	センターテーブル	1	野球場事務室
2	折りたたみ机（金属）	折りたたみテーブル	24	野球場会議室ほか
3	脇机、その他の机（金属）	片袖机3段	5	野球場事務室
4	脇机、その他の机（金属）	スコアラー用机、椅子	2	野球場器具倉庫
5	脇机、その他の机（金属以外）	木机（レストハウス）	1	レストハウス
6	脇机、その他の机（金属）	半円テーブル	2セット	レストハウス
7	事務用椅子（金属）	オフィスチェア	5	野球場事務室ほか
8	ベンチ（金属）	長椅子（アルミ製）	12	多目的広場北側倉庫
9	ベンチ（金属）	ベンチ（金属）	2	健康づくりコース
10	ベンチ（金属以外）	ベンチ	8	野球場ロッカー室
11	ベンチ（金属以外）	ベンチ（木の曲線座板とコンクリート足）	18	公園全域
12	その他の椅子（金属以外）	ロビーチェア	4	野球場事務室ほか
13	その他の椅子（金属以外）	ソフトボール審判記録用椅子	2	野球場器具倉庫
14	その他の椅子（金属以外）	木椅子（レストハウス）	2	レストハウス
15	その他の椅子（金属以外）	椅子	16	レストハウス
16	更衣ロッカー（金属）	ロッカー（4人用）	1	野球場事務室
17	更衣ロッカー（金属）	ロッカー（5×2）	2	レストハウス
18	更衣ロッカー（金属）	ロッカー（3人用）	1	スタートハウス
19	更衣ロッカー（金属）	コインロッカー（4人用）	16	野球場ロッカー室
20	書庫（金属）	両引き書庫	4	野球場事務室ほか
21	書庫（金属）	引き違い書庫	4	野球場事務室ほか
22	鍵箱（金属）	キーボックス（ホルダー240）	1	野球場事務室
23	コピー機	コピー機 （富士 Apeosc2360）	1	野球場事務室
24	ファクシミリ	パーソナル FAX デジタル コードレス FAX	1	スタートハウス
25	担架（金属）	担架	2	野球場医務室
26	A E D	AED	1	野球場事務室
27	A E D	AED	1	スタートハウス
28	診察台	診療台	1	野球場医務室

No.	品目	説明	数量	設置場所
29	診察台	ベッド	1	野球場医務室
30	巻尺	100mm ドラム式メジャー	2	野球場器具倉庫
31	充電器	充電器	1	野球場車庫
32	工具類	ローラー	1	野球場車庫
33	工具類	ローラー用ウェイトボックス	1	野球場車庫
34	工具類	3点リンク	1	野球場車庫
35	工具類	ブラシキング	1	野球場車庫
36	工具類	クラウンドマット (スチールマット)	1	野球場車庫
37	その他の機械器具	券売機	1	スタートハウス
38	ビデオカメラ	監視カメラ一式 (パークゴルフ場)	1	パークゴルフ場
39	テレビ	テレビ (アクオスV型)	1	野球場事務室
40	アンプ	アンプ・スピーカー	1	スタートハウス
41	その他の音響機器	拡声器	1	野球場放送室
42	電話機	電話機	1	野球場事務室
43	ストーブ	ストーブ	1	スタートハウス
44	ストーブ	ストーブ トヨトミ KF-101	1	レストハウス
45	エアコン	エアコン	1	スタートハウス
46	リヤカー	リヤカー (組立式) アルミ製	1	多目的広場北側倉庫
47	ホワイトボード	ホワイトボード	1	第一会議室
48	行事予定表	ホワイトボード (球場の月予定表)	1	野球場エントランスホール
49	その他の黒板	ホワイトボード (パークゴルフの月予定表)	1	レストハウス
50	その他の黒板	ホワイトボード (パークゴルフの月予定表)	2	スタートハウス
51	手押し車 (金属)	サッカーゴール運搬車	2	多目的広場南側倉庫
52	その他の雑具	コートブラシ W=1.8m	6	多目的広場北側倉庫
53	その他の雑具	モップハンガー	1	野球場器具倉庫
54	傘立て (金属)	傘立て	2	野球場エントランスホール
55	雑誌架 (金属)	パンフレットスタンド	1	野球場エントランスホール

No.	品目	説明	数量	設置場所
56	その他の雑具	雑巾掛け	1	野球場事務室
57	その他の雑具	キッチンケース	1	野球場事務室
58	脚立（金属）	脚立（アルミ製）1.7M	1	野球場電話コーナー
59	サッカーゴール	サッカーゴール	1	多目的広場
60	サッカーゴール	サッカーゴール	1	多目的広場
61	サッカーゴール	少年用サッカーゴール	2	多目的広場
62	その他の球技器具	ソフトボール用ネットフェンス（布）	76	多目的広場北側倉庫
63	その他の球技器具	ソフトボール用ネットフェンス（アミ）	114	多目的広場北側倉庫
64	その他の球技器具	ソフトボール用ネットフェンス（丈中）	16	多目的広場北側倉庫
65	バックネット	ソフトボール用バックフェンス（組立用）	3	野球場器具倉庫
66	その他の球技用具	バッティングゲージ	1	野球場
67	その他の運動用具類	ライン引き（4輪）	2	野球場器具倉庫
68	その他の運動用具類	ライン引き用石灰挽き（ライムボックス）	1	野球場器具倉庫
69	その他の運動用具類	号令台（指揮台）	1	多目的広場
70	事務机（金属）	片袖三段机	1	スタートハウス
71	その他音響機器	移動式スピーカー三脚	2	野球場放送室
72	スピーカー	移動式スピーカー	2	野球場放送室
73	その他の医療器具（金属）	踏み台	1	野球場医務室
74	その他の雑具	木製演台	1	野球場電話コーナー
75	書棚（金属）	組立式書棚	3	野球場会議室
76	冷蔵庫	冷蔵庫	1	野球場事務室
77	その他の土木農業用機械器具	ブロワー	1	野球場土砂倉庫
78	巻尺	50mm スチールメジャー	2	野球場器具倉庫
79	バックネット	移動式バックネット	1	多目的広場
80	その他の雑具	コートブラシ W=1.8m	11	野球場器具倉庫
81	冷蔵庫	冷蔵庫	1	スタートハウス
82	ベンチ（金属以外）	木製ベンチ（長尺物）	2	公園全域
83	ベンチ（金属以外）	木製ベンチ（短尺タイプ）	2	公園全域
84	ベンチ（金属以外）	木製ベンチ（コンクリート足）	6	公園全域
85	脇机、その他の机（金属以外）	貴机と木椅子セット	2セット	里やま直売所前

No.	品目	説明	数量	設置場所
85	ベンチ（金属以外）	木製ベンチ（短尺物）	6	いこいの丘
86	ベンチ（金属以外）	木製ベンチ（人工石材の足）	2	いこいの丘
87	巻尺	100mm ドラムメジャー	1	多目的広場南側倉庫
88	その他の雑具	金属製レーキ	10	野球場ほか
89	その他の黒板	移動式得点板	1	野球場器具倉庫
90	その他の機械器具	散水用筒先	1	野球場器具倉庫ほか
91	ベース	ソフトボール用ダブルベース	3	野球場器具倉庫
92	ライン引き	ライン引き（2輪）	6	野球場ほか
93	手押し車（金属）	一輪車	4	野球場ほか
94	ベース	固定ベース	6	野球場器具倉庫
95	マイク（外用マイクスタンド）	マイクスタンドとマイクセット（放送室用）	1セット	野球場放送室
96	ベンチ（金属以外）	人工石材ベンチ	4	パークゴルフ場
97	時計	親時計（操作機能付き）	1	野球場放送室
98	湯沸かし器	湯沸かし器	2	野球場事務室ほか
99	スコップ	各種スコップ	10	野球場ほか
100	マイク	マイクスタンド（短尺タイプ）とマイク	2セット	野球場放送室
101	マイク	ワイヤレスマイク	3	野球場放送室
102	その他の音響機器	接続ケーブル	1式	野球場放送室
103	その他の球技用具	バッティングゲージ（ピッチャー保護用）	1	野球場
104	その他の球技用具	バッティングゲージ（一塁・三塁保護用）	4	野球場
105	その他の球技用具	バッティングゲージ（二塁保護用）	2	野球場
106	その他の球技用具	バッティングゲージ（バッターボックス保護用）	2	野球場
107	マイク	ワイヤレスマイク	3	野球場放送室
108	その他の音響機器	接続ケーブル	1式	野球場放送室
109	その他の球技用具	バッティングゲージ（ピッチャー保護用）	1	野球場
110	その他の球技用具	バッティングゲージ（一塁・三塁保護用）	4	野球場

No.	品目	説明	数量	設置場所
111	その他の球技用具	バッティングゲージ (二塁保護用)	2	野球場
112	その他の球技用具	バッティングゲージ (バッターボックス保護用)	2	野球場
113	脇机、その他の机 (金属)	テーブルセット	4	パークゴルフ場
114	脇机、その他の机	テーブルセット	1	遊びの広場
115	その他の自転車	車椅子	1	野球場
116	その他の自動車	スポーツトラクター	1	野球場車庫
117	ミスト設備	ホースノズル	2	遊びの広場 1、水辺の広場 1
118	冷蔵庫	EVVD-24W70	1	野球場会議室
119	瞬間冷凍庫	MDF-C8V1-PJ	1	野球場会議室
120	トンボ	木製	16	野球場北倉庫

別紙 1

中井中央公園野球場・パークゴルフ場・多目的広場の維持管理に関する仕様書

中井中央公園野球場、パークゴルフ場及び多目的広場の維持管理業務の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

1. 目的

野球場、パークゴルフ場及び多目的広場を常に最良の状態を保つことを目的とする。

2. 業務内容

場 所	作 業 内 容	
野球場 (外野)	芝刈り	<ul style="list-style-type: none">・芝刈りを行う場合は、必ず同時集草すること。・刈り高さは、一度に芝生の1/3以上の長さを刈らないこと。・刈り高さについては、町と協議のうえ決定すること。・刈り込み方法については特別なルールはありませんが、効率よく見た目に美しい刈り込みをすること。・芝刈りで発生した草は公園内で処理すること。
	施肥	<ul style="list-style-type: none">・肥料散布をする際は、散布むらをなくすために水系を引き、それに沿ってライムソーで散布すること。・低密度箇所を重点的に散布して、全体的な成長を調整すること。
	転圧	転圧は常に同一方向でなくときどき方向を変えること。
	補修作業	利用で生じたスパイク等の傷は砂を用いて補修すること。
野球場 (内野)	転圧・整地	<ul style="list-style-type: none">・内野の転圧・整地は、不陸が目立つ箇所を重点的に整地して、その後全体整地を行うこと。その際はベースや散水装置等に十分注意すること。・ピッチャーマウンドは黒土を補充して整形し維持すること。

パーク ゴルフ場	芝刈り	<ul style="list-style-type: none"> ・芝刈りを行う場合は、必ず同時集草すること。 ・刈り高さは、一度に芝生の1/3以上の長さを刈らないこと。 ・刈り高さについては、町と協議のうえ決定すること。 ・刈り込み方法については特別なルールはありませんが、効率よく見た目に美しい刈り込みをすること。 ・芝刈りで発生した草は公園内で処理すること。
	施肥	肥料散布をする際は、低密度箇所を重点的に散布して、全体的な成長を調整すること。
多目的 広場 (北側)	転圧・整地	<ul style="list-style-type: none"> ・転圧・整地方法は基本的に外側から内側に向かって行い散水装置等に十分に注意すること。 ・不陸が目立つ場合は、その部分を重点的に整地し、その後全体を整地すること。
	グラウンド マットによる 仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドマットを使用すると床土に石があった場合拾い上げるので、その都度石をとるようにすること。 ・グラウンドが柔らかいと土が大きく移動するので、転圧後にマットを使用すること。 ・マット作業時も障害物に注意すること。
	塩カル散布	ライムソワーで定量を散布すること。
多目的 広場 (南側)	草刈り	<ul style="list-style-type: none"> ・芝刈りを行う場合は、必ず同時集草すること。 ・刈り高さは、一度に芝生の1/3以上の長さを刈らないこと。 ・刈り高さについては、町と協議のうえ決定すること。 ・刈り込み方法については特別なルールはありませんが、効率よく見た目に美しい刈り込みをすること。 ・芝刈りで発生した草は公園内で処理すること。
	播種	冬芝の種子を散布してエバーグリーンのグラウンド維持に努めること。

3. 作業数量

野球場月別作業数量表（単年度実績）

（単位：回）

作業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
芝刈込 (グラウンド)	1	3	4	5	4	4	2						23
芝刈込 (スタンド)		1	1	1	1	1	1						6
芝地施肥	1		2	1									4
芝地利用傷補修	4	5	4	5	5	4	5	4	3	キ	2	4	45
エアレーション			1										
エッジカット				1					1				2
グラウンド整地・ 転圧	4	5	4	5	5	4	5	4	3		2	4	45
芝地ファール ライン引き	2	3	2	3	3	2	3	2	1		1	2	24

パークゴルフ場月別作業数量表（単年度実績）

（単位：回）

作業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
グリーン刈込	2	6	8	8	8	8	6	1					47
フェアウェイ刈込	1	4	8	8	8	6	3	1					39
施肥	1		1	1		1							4
植木・垣根・ 法面下草刈り		1	1	1	1	1	1		1				7
除草作業	1	1	1	1	1	1		1				1	8
植木刈込			1	1			1			1			4
エアレーション			1										1
バンカー整備											1		1
コース内清掃	4	5	4	5	5	4	5	4	5	5	4	4	54
エッジカット				1				1					2
ホールカップ切り	2	3	2	3	3	2	3	2	3	3	2	2	30

多目的広場月別作業数量表（単年度実績）

（単位：回）

作業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
芝刈込	1	2	3	4	4	3	3	2	1				23
施肥	1		1				1						3
グラウンド整地・ 転圧・マット仕上げ	4	5	4	5	5	4	5	4	5	5	4	4	54
芝地除草	1			1									2
エアレーション			1			1							2
エッジカット										1			1

貸し出し器材

器 材	形式・規格	数量	備 考
スポーツトラクター	4 1 5	1	ウェイト、ロータリーモア含む
	G F 1 8	1	
充電器	6 V	1	
リフトダンプコレクター	HD-500	1	
ハードレイキ	TRH-1	1	
トーコーローラー	TR-14W	1	
トーコーマット	DM-72	1	

中井中央公園トイレ清掃及びごみ清掃業務に関すること

1. 趣旨

中井中央公園のトイレ等を衛生的な状態に保つことができるように中井中央公園のトイレ清掃及びごみ運搬作業を実施する。

2. 従事者の構成

従事者は町民を優先し、健康で生きがいのある生活の実現と、地域福祉の向上に貢献するよう努めること。

3. 清掃箇所

中井中央公園内の全てのトイレ（野球場、多目的広場、水辺の広場）

4. 清掃等の回数

- ・トイレ清掃 毎日
- ・ごみの回収及び処分場への運搬 月 1 回（中井中央公園から東部清掃組合処分場へ運搬）

5. ごみの処分

園内で発生したごみについては、不法投棄物を除き指定管理者が処分手続きを行うこと。

中井中央公園管理運営業務に関すること

1. 趣旨

中井中央公園は、子どもから高齢者に至るまで幅広い世代で生涯にわたり気軽にスポーツを楽しみ、地域交流の活性化を図るためのイベント会場などとして活用されている。

公園の快適な環境と安全で衛生的な機能を保ち、多くの町民が利用できるよう、中井中央公園の管理運営業務を実施する。

2. 法令等の遵守

管理運営にあたっては、条例、規則及び関係法律等を遵守すること。

3. 従事時間

午前 8 時 30 分から各施設の共用時間まで

4. 従事者の構成

従事者は町民を優先し、健康で生きがいのある生活の実現と、地域福祉の向上に貢献するよう努めること。

配置場所	配置人員数
野球場	常時 2 名程度での管理体制 (野球場：半日単位で 1 名程度 多目的広場・コミュニティ広場：1 名程度) ※ 休園日の月曜日又は月曜日が祝祭日の場合、その翌日 においては 1 名程度で対応
多目的広場 コミュニティ広場	
パークゴルフ場	常時 2 名程度で対応

5. 業務内容

- (1) 施設開放に伴う窓口（受付、貸出等）に関する業務
- (2) 利用者の案内及び指導整理
- (3) 施設・機材及び用具の管理点検その他公園の管理に関して処理すること。
- (4) 緊急時の対応
- (5) 管理日誌を作成すること

6. 服務基準

- (1) 利用者に対する態度、言葉等に十分注意し、明朗、親切を旨としてサービス精神に徹した指導を行う。
- (2) 職務上知り得た秘密は、いかなる場合にも漏らしてはならない。
- (3) 施設開場前若しくは閉場前に施設内の巡回を行い、危険箇所を発見した場合は、その対処をすること。

中井中央公園水辺の広場清掃業務に関すること

1. 趣旨

中井中央公園の水辺の広場を衛生的な状態に保つことができるように清掃作業を実施する。

2. 従事者の構成

従事者は町民を優先し、健康で生きがいのある生活の実現と、地域福祉の向上に貢献するよう努めること。

業 務	従 事 者 数
水辺の広場の清掃業務	適宜対応（年4回）

3. 清掃箇所

水辺の広場（滝、せせらぎ、親水池、排水溝、貯留槽等）

4. 清掃回数

清掃 年4回程度（4月下旬、6月中旬、8月、9月下旬）

中井中央公園内の除草・草刈り作業に関すること

1. 趣旨

中井中央公園の植生を常に最良の状態に保ち、快適に利用できるように除草・草刈り作業を実施する。

2. 従事者の構成

従事者は町民を優先し、健康で生きがいのある生活の実現と、地域福祉の向上に貢献するよう努めること。

3. 作業の実施

- (1) 指定管理者が植物の生育状況や経費を考慮し、公園を快適に利用できるよう計画的に除草・草刈り等の指示を行う。
- (2) 受注者は、作業の実施に当たって監督員との調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めなければならない。

4. 過去の作業実績

作業月	作業内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関山線沿線の除草 ・ 里やま直売所付近の花園（季節の花等）の除草 ・ 遊びの広場の植栽内の除草及びハートの丘エリアの除草 ・ 水辺の広場の植栽内の除草
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関山線東側ツツジ等植栽内の除草 ・ 野球場東側法面の除草 ・ 南側駐車場東側法面の草刈り ・ 南側駐車場東側法面の除草（植栽ツツジ内の除草含む）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園区域全体の除草及び草刈り ・ 公園西側法面（全体）の草刈り ・ 関山線沿道の除草（植栽ツツジ内の除草含む） ・ 野球場東側及び北側法面の草刈り ・ 多目的広場北側の草刈り ・ 浄化槽付近の除草及び草刈り ・ 遊びの広場芝桜エリアの除草及びスロープ北側の草刈り ・ 遊びの広場と水辺の広場の間の草刈り ・ 水辺の広場（全体）の除草 ・ 多目的広場駐車場及び臨時駐車場周囲の草刈り ・ 南側駐車場東側法面の草刈り
9月～10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ広場（全体）の草刈り ・ 公園区域全体の除草及び草刈り

中井中央公園内樹木管理業務に関する仕様書

中井中央公園内の樹木管理業務の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

1. 目的

中井中央公園内の樹木の植生を常に最良の状態に保ち、入園者が安全かつ快適に園内を散策できるようにすることを目的とする。

2. 作業の実施

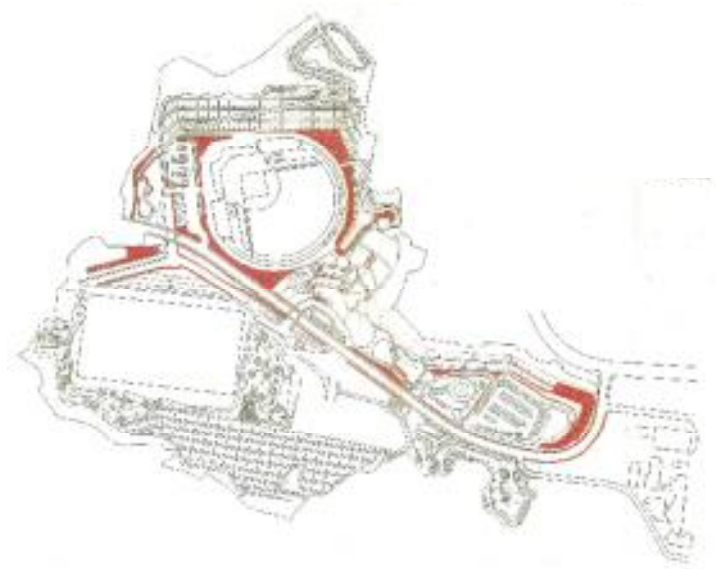
- (1) 受注者は、業務実施に当たって監督員との調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めなければならない。
- (2) 管理業務は、下表により契約期間の内 2 回に分け実施するものとする。

	寄植剪定	施 肥	防除（寄植・剪定）
1 回目 (着手～6 月末まで)	○	○	○
2 回目 (8 月末～10 月末まで)			○

- (3) 受注者は、業務の実施に当たり発生した剪定枝等は指定された場所に運搬すると共に、運搬の際は飛散防止に努めなければならない。
- (4) 受注者は、樹木管理に使用する肥料及び薬剤については、実施前に監督員の確認を得なければならない。なお、薬剤については農薬取り扱い法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づくものとしなければならない。

- (5) 受注者は、薬剤散布を行う際、開園時間を避け、一般の方に支障のないように施工するものとし、水辺の広場付近での作業は、細心の注意を図り、池の水が貯留槽へ回収後作業を行うこと。
- (6) 受注者は、剪定の実施については、各樹木の特性及び実施箇所にあった剪定形式により行わなければならない。なお、剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。
- (7) 受注者は、剪定作業の実施にあたり、路面への枝等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝等を交通に支障のないように収集積込みしなければならない。
- (8) 受注者は、設計使用量の肥料を根の周りに均一に施肥しなければならない。
- (9) 受注者は、薬剤の散布については、降雨時やその直後、実施直後に降雨が予想される場合や強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらの無いように散布しなければならない。
- (10) 受注者は、薬剤散布に使用する薬剤の取り扱いについて関係法令等に基づき適正に行わなければならない。
- (11) 受注者は、業務の実施に当たって安全管理に留意し、万一事故が発生した場合は、監督員にその内容を報告するとともに応急措置に講じるものとする。

寄植剪定区域平面図



中井中央公園内の管理業務に関すること（必要に応じて実施）

1. 目的

植生の状況など日常管理を行っていく中で、その都度必要と判断される作業を実施し、公園を常に最良の状態に保つことを目的とする。

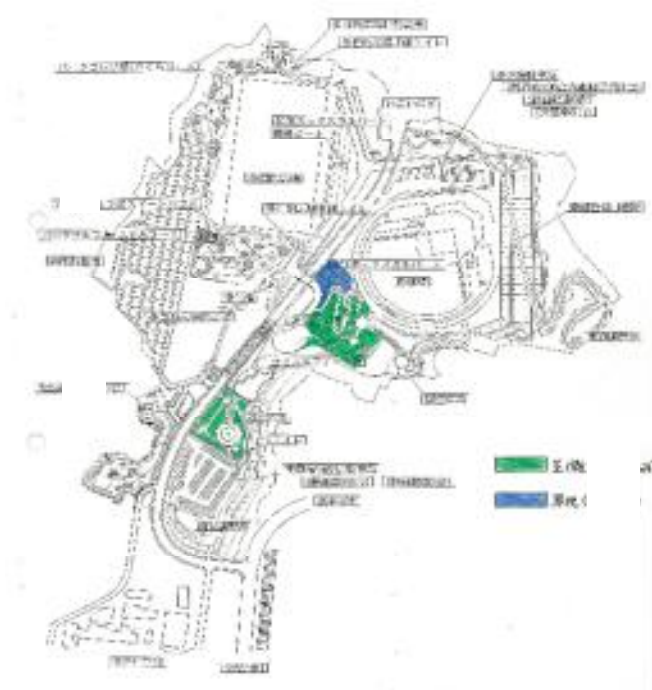
2. 作業の実施

- (1) 指定管理者が植物の生育状況や経費を考慮し、公園を快適に利用できるよう計画的に必要な措置を行う。
- (2) 受注者は、作業の実施に当たって監督員との調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めなければならない。

3. 作業内容

- (1) 中井中央公園コミュニティ広場（展望広場・遊びの広場・水辺の広場）の芝地の除草・施肥及び雑草の刈り込み
- (2) 殺虫剤散布等の樹木管理

コミュニティ広場管理業務区域平面図



中井中央公園水辺の広場水景設備保守点検業務に関する仕様書

中井中央公園水辺の広場水景設備保守点検業の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

1. 目的

中井中央公園水辺の広場水景設備を常に完備な状態に保ち、不時の事故や故障に際しては、ただちに適切な処置を施して、正常な状態にすることを目的とする。

2. 業務内容

点検項目	数量
絶縁抵抗測定	1式
接地抵抗測定	1式
動作試験	1式
電流・電圧測定	1式
外観点検	1式
清掃	1式
部品交換等	1式
報告書作成	1式

自家用電気工作物の保安業務に関する仕様書

自家用電気工作物の保安業務の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

1. 目的

中井中央公園の自家用電気工作物の漏電等の事故を未然に防ぎ、また、不時の事故や異常の発生に際しては、ただちに適切な処置を施して正常な状態とすることを目的とする。

2. 委託場所

- (1) 名称 中井中央公園 野球場
- (2) 所在地 中井町比奈窪 580 番地

3. 自家用電気工作物の概要

- (1) 設備容量 518 KVA
- (2) 最大電力 293 Kw
- (3) 受電電圧 6600V

4. 保安業務の内容

電気事業法第42条第1項により規定された、「中井中央公園野球場電気工作物保安規定」に基づき、保安業務を行うものとする。

5. 点検の回数

- 通常点検 年12回 (月1回)
- 定期点検 年1回

自動ドア保守点検に関する仕様書

中井中央公園野球場の自動ドア保守点検の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

1. 目的

中井中央公園野球場の自動ドアを常に完備な状態に保ち、不時の事故や異常の発生に際しては、ただちに適切な処置を施して正常な状態とすることを目的とする。

2. 業務内容

点 検 箇 所	点 検 項 目
サッシ部	① 無目点検カバーの取付状態 ② ガイドレール内の状態 ③ 扉の状態（傷及び作動時の異音） ④ フレ止め・扉ガイドの取付状態 ⑤ 指詰防止（30 mmのクリアランス確保） ⑥ 隙間（全閉時の戸先、ドアと無目、方立、ガイドレール）
懸架部	① ハンガーレール、吊車の汚れ、磨耗及び損傷 ② 踊り止の隙間 ③ ストッパー、ハンガーレール、吊車の取付状態
動力作動部	① 手動開閉の動作確認及び異音の有無 ② エンジンの取付状態 ③ 駆動部の変形、磨耗 ④ プーリーの変形、磨耗（駆動・従動） ⑤ ベルト・チェーン・ワイヤーの張り、磨耗及び取付状態
制御装置	① 開速度、② 閉速度、③ クッション作用、④ 開き保持時間
センサー部（補助含む）	① 作動状況、② 検出範囲
電気回路	① 総合動作（通常開閉動作・反転動作） ② 配線の支持・接続状態及び被覆の亀裂の有無 ③ 電源電圧 ④ 絶縁抵抗
電気錠（オプション）	① 作動状況

3. 点検の回数

定期保守 年 4 回

中井中央公園野球場清掃業務に関する仕様書

中井中央公園野球場の清掃業務の内容及び範囲は、この仕様書の定めるところによる。

1. 目的

中井中央公園野球場の環境を快適で衛生的な状態に保つことを目的とする。

2. 業務箇所の内訳

床洗浄ワックス	年 9 回		床洗浄	年 9 回		ガラス洗浄	年 10 回
場 所	床 材	面積(m ²)	場 所	床 材	面積(m ²)	場 所	面積(m ²)
事務室	クッションフロアー	23.60	シャワー室	磁器タイル ビニールシート	15.46	事務室	48.32
更衣室	ビニールシート	7.30	ダッグアウト	ゴムタイル	55.00	本部室	
本部室	クッションフロアー	27.00	男子便所(内)	磁器タイル	9.05	放送室	
放送室	クッションフロアー	22.10	女子便所(内)	磁器タイル	7.09	会議室	
会議室	クッションフロアー	23.30	身障者用便所	磁器タイル	8.77	多目的室	
多目的室	クッションフロアー	16.40	T E L コーナー	クッションフロアー	6.96	身障者室	
医務室	ビニールシート	22.20	廊下	ゴムタイル	117.80	ロッカー室	
審判控室	ゴムタイル	15.90	エントランスホール	磁器タイル	29.41	エントランスホール	
身障者室	クッションフロアー	15.00	—	—	—	—	
ロッカー室	ゴムタイル 磁器タイル	27.27	—	—	—	—	

※便所外部の磁器タイル及び、医務室・審判控室の窓ガラス清掃は日常清掃

3. 清掃業務の工程表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
床洗浄ワックス (9回)	○	○	○	○	○	○	○	○				○
床洗浄 (9回)	○	○	○	○	○	○	○	○				○
ガラス洗浄 (10回)	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○

中井中央公園浄化槽保守点検及び清掃業務に関する仕様書

中井中央公園の浄化槽保守点検及び清掃業務の内容とその方法は、この仕様書の定めるところによる。

1. 目的

中井中央公園の浄化槽を衛生的な状態に保ち、不時の事故や異常の発生に際しては、ただちに適切な処置を施して正常な状態とすることを目的とする。

2. 浄化槽の概要

所在地 中井町比奈窪 580 (中井中央公園)

様式 接触曝気方式合併浄化槽

機種 ・野球場・多目的広場 (350人槽)

汚水量 53.0 m³/日

メーカー 毛管浄化 (株)

・水辺の広場 (30人槽)

汚水量 6.0 m³/日

メーカー 日立化成工業 (株)

3. 業務内容

・保守点検 ・野球場・多目的広場 (350人槽) 年24回 (月2回)

接触曝気 月2回

・水辺の広場 (30人槽) 年4回

生物ろ過

・塩素滅菌 ・野球場・多目的広場 年12回 (月1回)

・水辺の広場 年4回

・水質検査 年1回 (pH・SS・BOD・COD・大腸菌)

・清掃 (汚泥引抜を含む) 年1回

中井中央公園受水槽清掃点検業務に関する仕様書

中井中央公園の受水槽清掃点検の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

1. 目的

中井中央公園の受水槽を衛生的な状態に保つことを目的とする。

2. 受水槽仕様

セキスイフォームパネルタンク (PFB-60-07NP) 容量 60 m³ 4.0m×6.0m×H2.5m

3. 点検

受水槽の水漏れ、外壁の損傷、さび及び腐食の有無、マンホールの密閉状態、水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びに水抜管、オーバーフロー管・通気管等に取り付けられた防虫網の点検

4. 受水槽の清掃

- ・受水槽内の沈殿物質及び壁面等に付着した物質の除去
- ・受水槽の掃除終了後、塩素剤を用いて2回以上受水槽内の消毒を行い、消毒終了後は受水槽内に立ち入らないこと
- ・消毒後の水洗い及び受水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行うこと

5. 水質検査

受水槽の水張り終了後、給水栓及び受水槽において表1に示す項目について水質検査を行うこと

表 1 受水槽掃除後の水質検査基準

項 目	基 準	検査又は測定方法
色度	5度以下	水質基準に関する省令に定める方法、またはこれと同等以上の精度を有する方法
濁度	2度以下	
臭気	異常でないこと（ただし、消毒によるものを除く）	
味	異常でないこと（ただし、消毒によるものを除く）	DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法
残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は0.2 mg/ℓ以上、結合残留塩素の場合は1.5 mg/ℓ以上	

表2 建築物衛生法施行規則第4条に基づく水質検査項目（飲料水等の検査）

	検査項目	基準値	検査頻度
10項目 省略不可	一般細菌	100個/1ml以下	6ヶ月に1回 ※1の省略可能項目は、適合した場合は、次回省略可能
	大腸菌	検出されないこと	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下	
	塩化物イオン	200mg/1以下	
	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	5mg/1以下	
	pH値	5.8以上8.6以下	
	味	異常でないこと	
	臭気	異常でないこと	
	色度	5度以下	
	濁度	2度以下	
5項目 ※1省略可能	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	
	亜鉛及びその化合物	1.0mg/1以下	
	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	
	銅及びその化合物	1.0mg/1以下	
	蒸発残留物	500mg/1以下	
12項目 (消毒副生成物)	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	1年に1回 (6/1~9/30) ※期間中に清掃を実施した場合は省略可能のため、省略する。
	塩素酸	0.6mg/1以下	
	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	
	クロロホルム	0.06mg/1以下	
	ジクロロ酢酸	0.04mg/1以下	
	ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下	
	臭素酸	0.01mg/1以下	
	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	
	トリクロロ酢酸	0.2mg/1以下	
	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下	
	ブロモホルム	0.09mg/1以下	
	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	

※ 自主管理として15項目を年1回検査し、基準内の数値でない項目については、再度、検査を実施する。

中井中央公園遊具等保守点検業務に関する仕様書

中井中央公園の遊具等保守点検の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

1. 目的

中井中央公園の遊具等を点検し、損壊等による事故を未然に防ぎ、また、不時の事故や異常の発生に際しては、ただちに適切な処置を施して正常な状態とすることを目的とする。

2. 実施場所

中井町比奈窪 580 (中井中央公園 遊びの広場)

3. 実施期間

受注者は、各遊具等の総合保守点検を年2回、次の時期に実施しなければならない。

- (1) 第1回実施時期 4月
- (2) 第2回実施時期 10月初旬

4. 業務内容

- (ア) 支柱、ボルト及びナット類の点検、損耗、破損、腐食の調査
- (イ) バーの継手の点検
- (ウ) 滑走面及び手摺りの点検
- (エ) 滑走面と踊り場との接合部分
- (オ) 支柱、吊具及び座板の点検
- (カ) ベアリング等可動部に対する必要なグリスアップ
- (キ) 振幅時の異常の有無
- (ク) 各パイプの接合部分の点検
- (ケ) 遊具の耐久力、継手部の緩み及び固定部、可動部、支柱等の安全点検
- (コ) 支柱のうち、地中部分及び設置部分から地上15cmまでの部分の塗装の点検

5. 遊具一覧

遊具名	設置数	備考
ザイルクライミング	1基	
ローラースライダー（滑り台）	1基	
砂遊び用ボールテーブル	1基	
砂と水遊び用ポート	1基	
幼児用遊具（砂場）	1基	幼児用コンビネーション遊具
パネルプレイ	1基	幼児用コンビネーション遊具
幼児用スプリング遊具	2基	
みかんポリン	1基	インクルーシブ遊具
大型複合型遊具	1基	

中井中央公園野球場照明設備保守点検業務に関する仕様書

中井中央公園野球場の照明設備保守点検の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

1. 目的

中井中央公園野球場の照明設備を常に完備な状態に保ち、不時の事故や異常の発生に際しては、ただちに適切な処置を施して正常な状態とすることを目的とする。

2. 業務内容

定期点検 年 1 回

ランプ清掃点検 (M1500×120 個、NH940×48 個)

絶縁抵抗測定 (照明塔 6 基、配電盤)

接地抵抗測定 (照明塔 6 基)

3. その他

検査では計画的に照明の点灯を行い、省エネルギーに努めること。

※ 点検実施日程 (10 月初旬) については、別途調整すること。

中井中央公園野球場スコアボード保守点検業務に関する仕様書

中井中央公園野球場のスコアボード保守点検の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

1. 目的

中井中央公園野球場等のスコアボードを常に完備な状態に保ち、不時の事故や異常の発生に際しては、ただちに適切な処置を施して正常な状態とすることを目的とする。

2. 業務内容

	外観 点検	基盤 清掃	端子 増縮	回路 確認	電圧 確認	動作 確認	コネクター 点検
LED 表示ユニット	○	○	○	—	○	○	○
ランプユニット	○	—	○	—	○	○	—
スコアボード受信架	○	○	○	—	○	○	○
給電盤	○	—	○	○	○	○	—
分岐盤	○	—	○	○	○	○	—
表示制御架	○	○	○	—	○	○	○
得点操作盤	○	—	—	—	—	○	○
選手名入力装置	○	—	—	—	—	○	○
電源リモートボックス	○	○	○	—	○	○	○
サイレン	○	—	○	—	○	○	—
スピードガン	○	○	○	—	○	○	○
サブスコアボード	○	○	○	—	○	○	○
塔時計	○	○	○	—	○	○	○
減光センサー	○	—	○	—	○	○	—
外部接続盤他映像機器	○	—	○	—	—	○	—
固定カメラ	○	—	○	—	○	○	○

3. 点検の回数

定期点検 年 1 回

※ 点検実施日程（10月初旬）については、別途調整すること。

中井中央公園水辺の広場水質検査に関する仕様書

中井中央公園水辺の広場の水質検査の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

1. 目的

中井中央公園水辺の広場の水質を衛生的な状態に保つことを目的とする。

2. 業務内容

検査項目

- ・ pH値
- ・ 濁度
- ・ 過マンガン酸カリウム消費量
- ・ 残留塩素
- ・ 一般細菌
- ・ 大腸菌群

3. 検査の回数

1回目	6月
2回目	7月
3回目	8月
4回目	9月

※ 検査日程については、別途調整すること。

※ 検査方法及び基準値は文部科学省指導「学校環境衛生の基準」及び厚生労働省通知「遊泳用プールの衛生基準」に基づき実施すること。

※ 検査項目の基準を超える値が検出される、又は細菌類が検出された場合は、指定管理者において原因を特定するとともに、清掃や水の入れ替え作業等を行い状況を改善すること。

里都まち交流拠点芝生管理業務に関する仕様書

中井中央公園内に整備されている里都まち交流拠点の芝生の維持管理に係る内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

1. 目的

芝生を管理することで美しい景観を維持するとともに、公園利用者が安全に施設を利用することを目的とする。

2. 業務箇所

管理範囲：別図に示す里都まち交流拠点内の芝生エリア

管理面積：約 8 6 0 m²

芝の種類：高麗芝

3. 業務内容

- ・芝刈込み工
- ・施肥工
- ・除草工
- ・灌水工

別図

里都まち交流拠点区域図



調整池の維持管理に関すること

1. 趣旨

中井中央公園には3箇所の調整池（東側・西側・南側）が整備されており、集中豪雨などにおける雨水を一時的に貯水し、徐々に河川へ放流することで河川の急激な増水を防ぐ重要な役割を果たしている。

調整池は雨水と一緒に流れ込む土砂やゴミが溜まりやすく、時間の経過とともに草木も繁茂するため、放置しておくと調整池としての機能を損なうおそれがあることから、定期的な浚渫を実施し、調整池機能の保全を図る。

2. 作業内容

- ・東側及び西側調整池については年1回の浚渫を行う。
- ・南側調整池については、日常的に監視を行い、必要に応じて調整池内の清掃を行う。

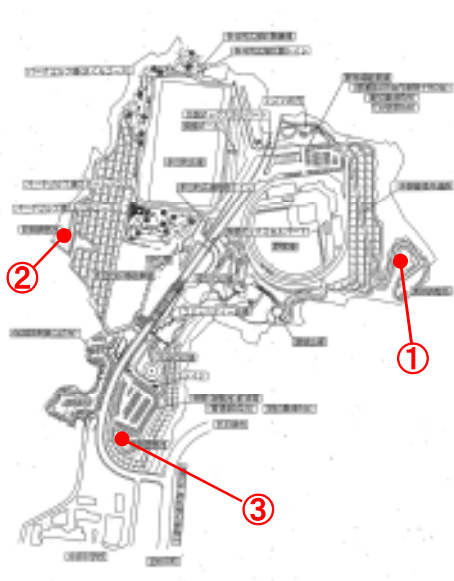
3. その他

近年の作業実績は以下のとおり。

東側調整池：平成 23 年度及び平成 29 年度に浚渫を実施

西側調整池：平成 24 年度及び平成 30 年度に浚渫を実施

南側調整池：年に1回、清掃を実施



①東側調整池



②西側調整池



③南側調整池

図1

中井中央公園 配置図

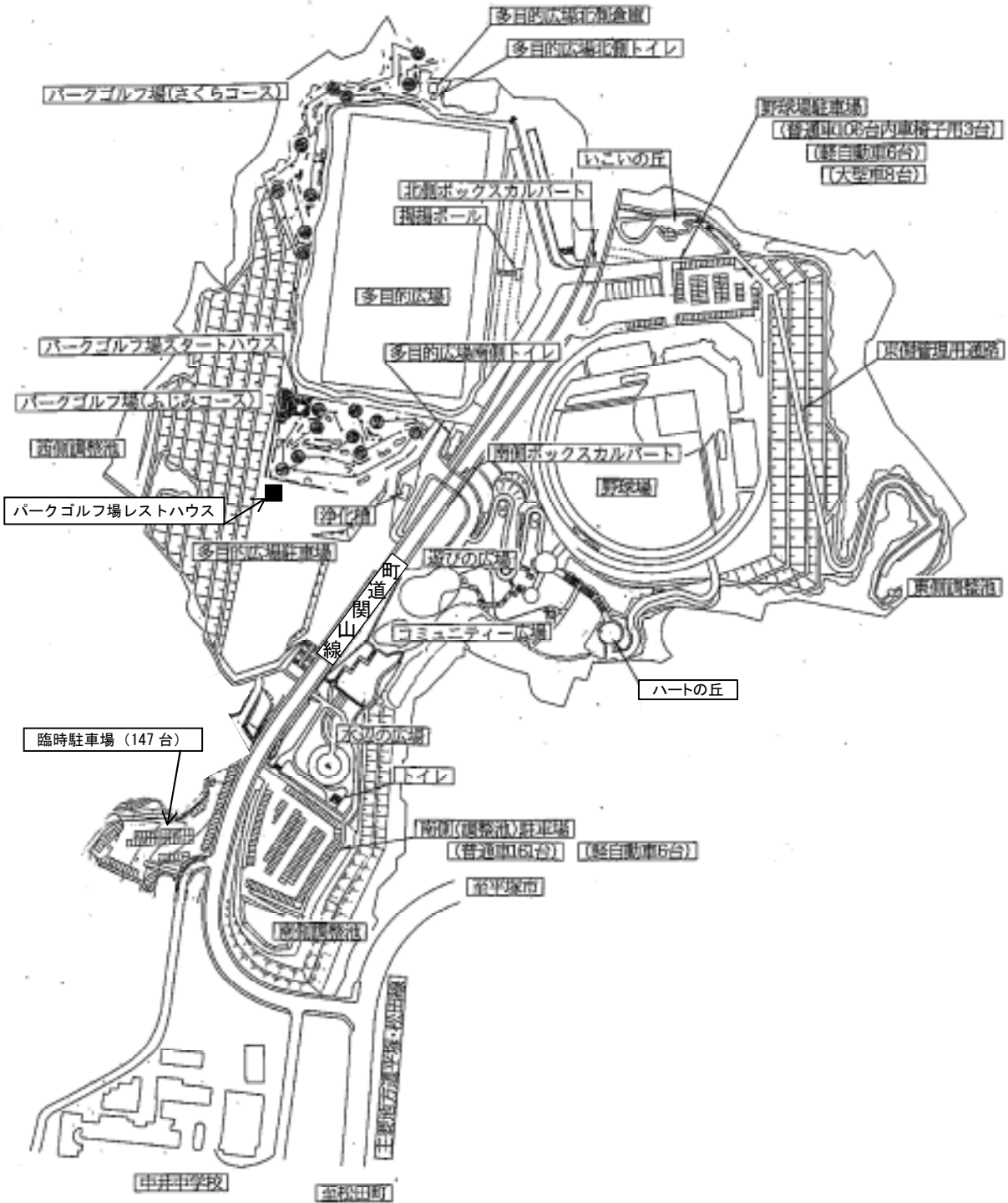


図2

野球場 全体平面図

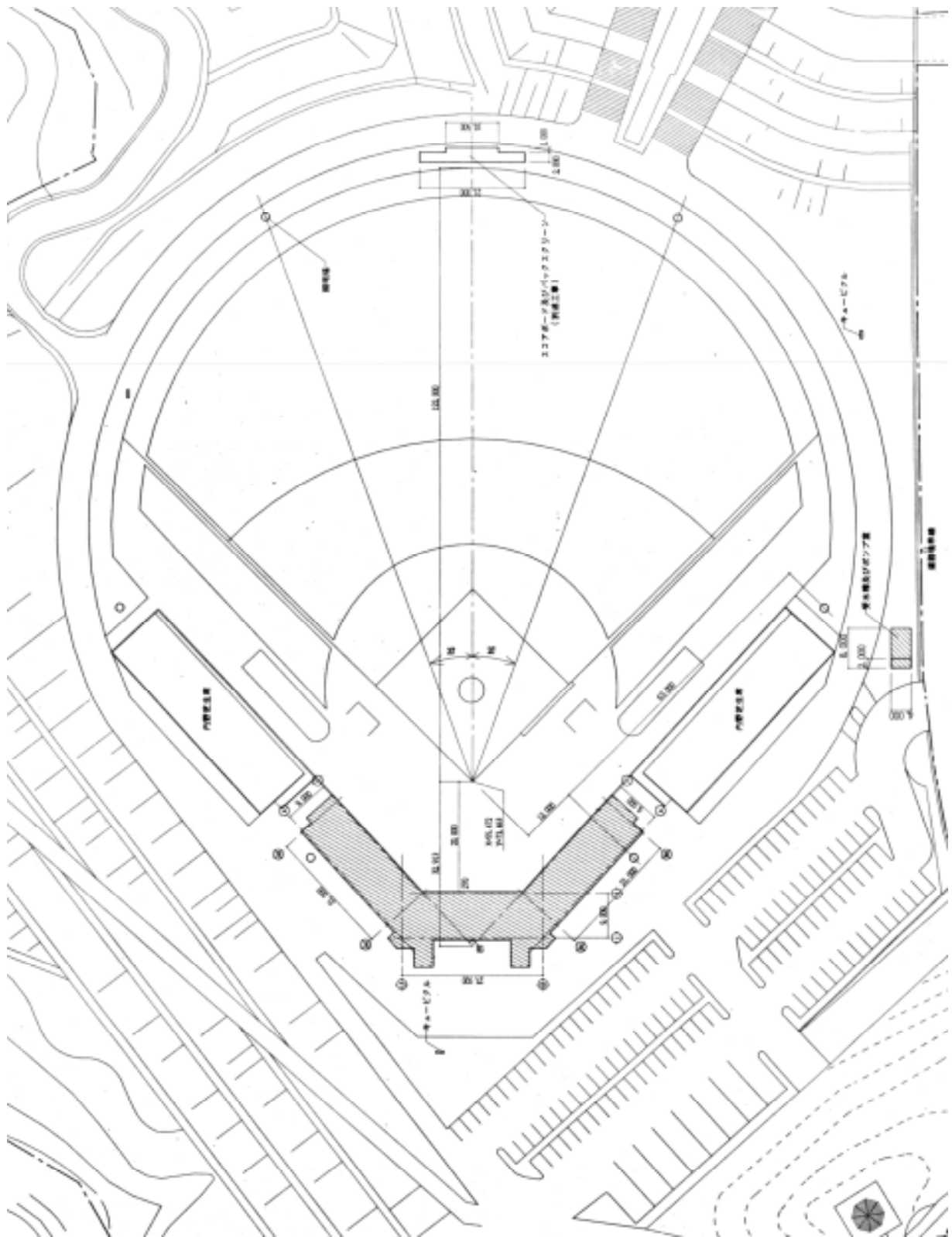


図3

野球場 1階平面図(建物)

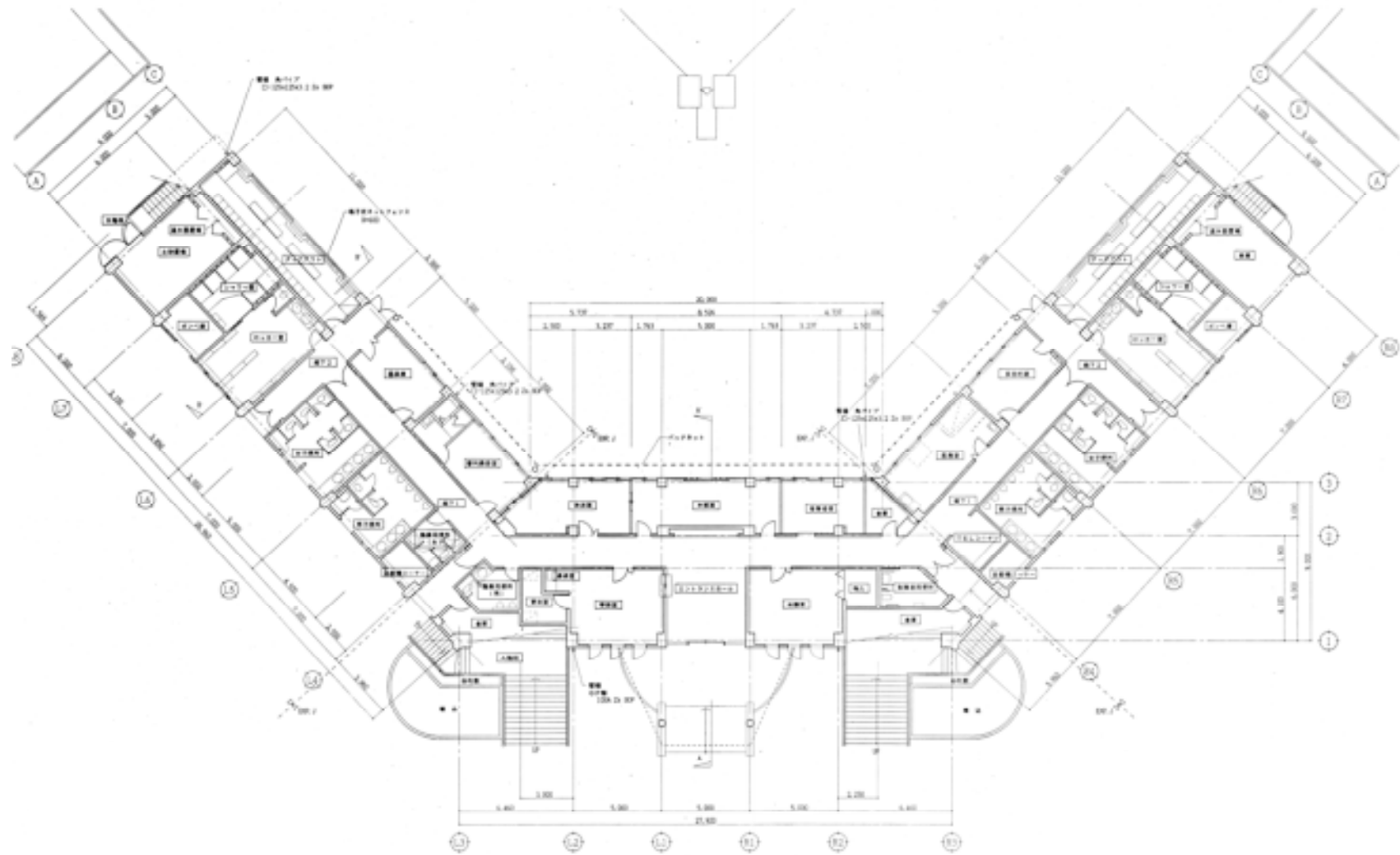
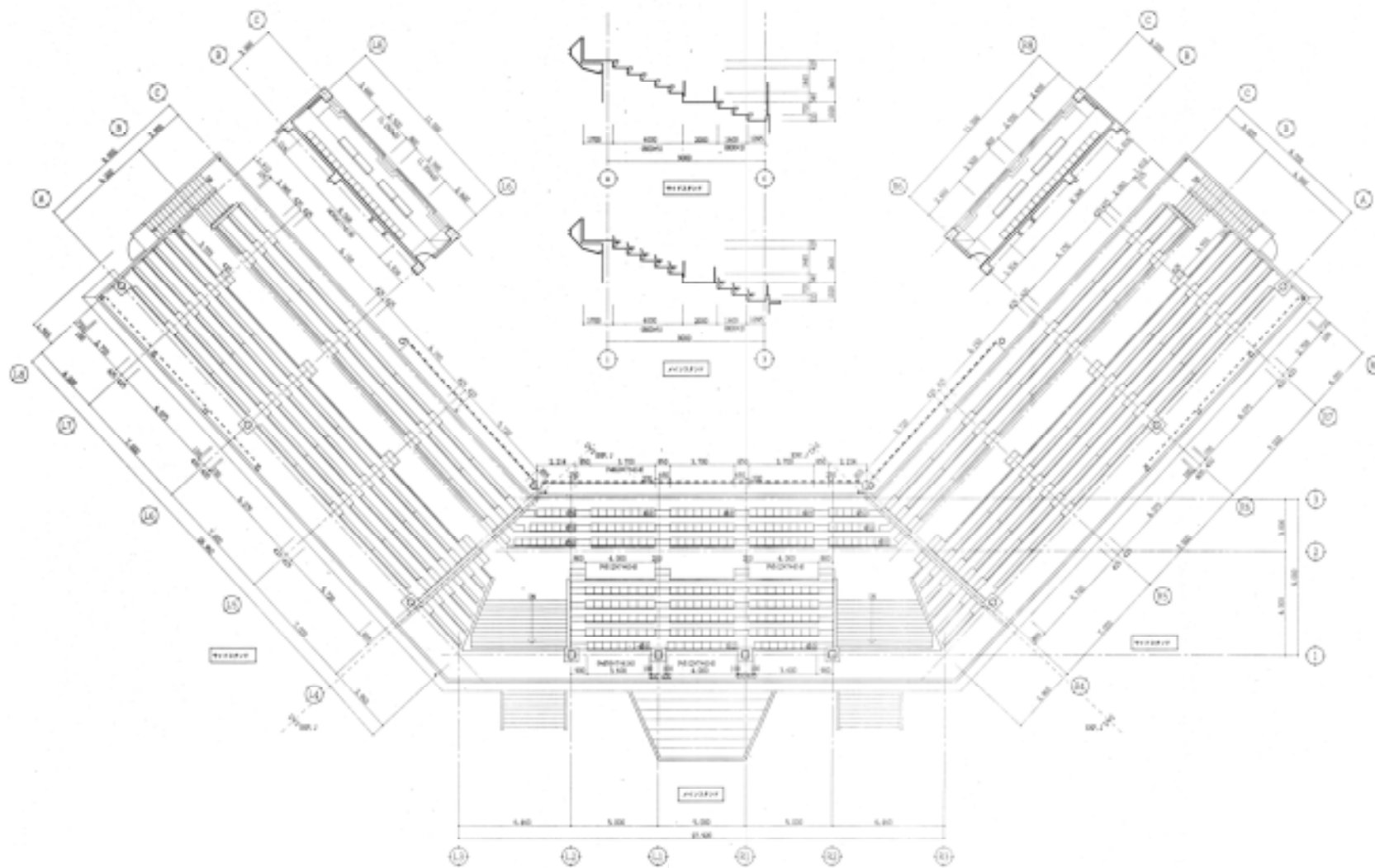


図4

野球場 スタンド平面図（建物）



野球場 立面图 (建物)

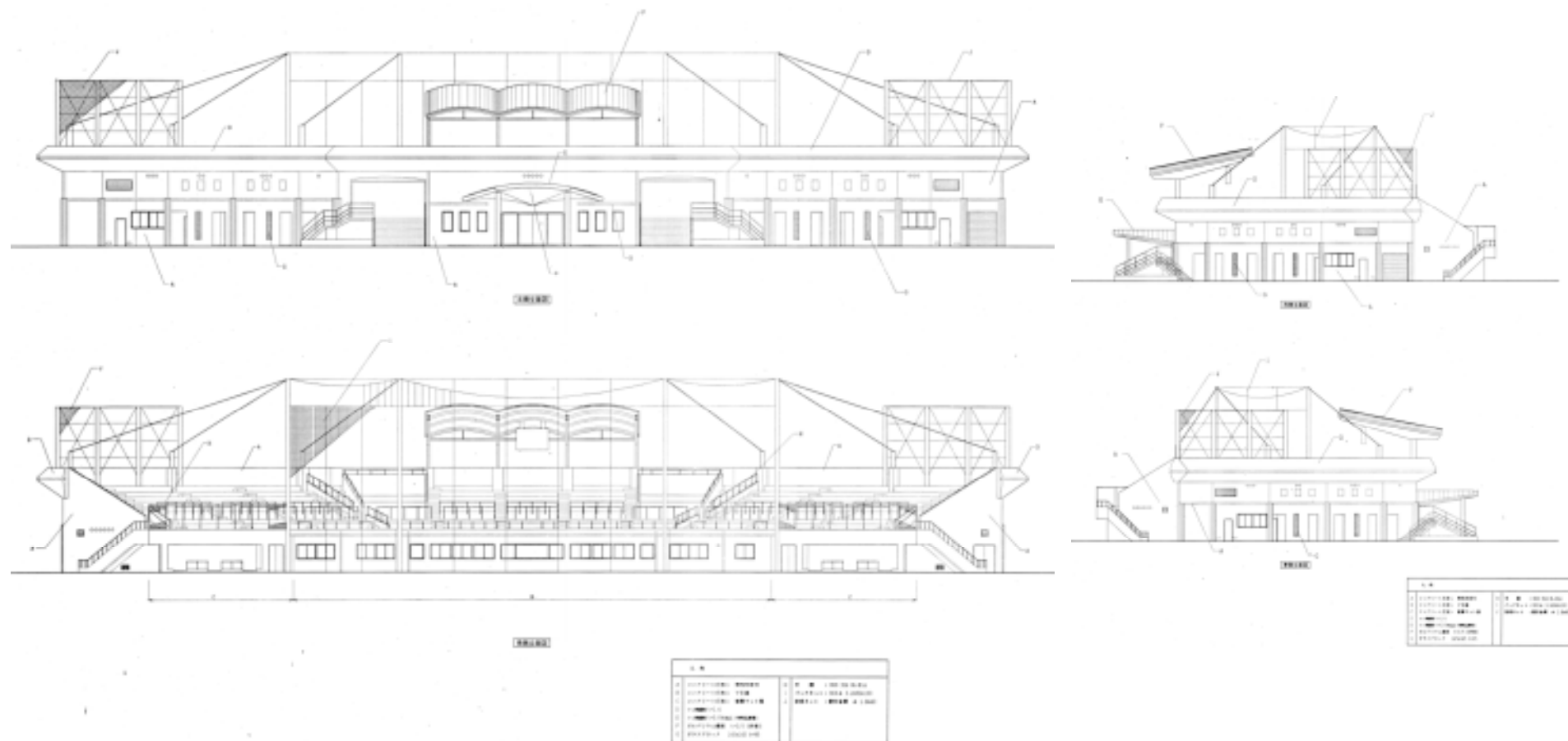


図6

パークゴルフ場・多目的広場 平面図

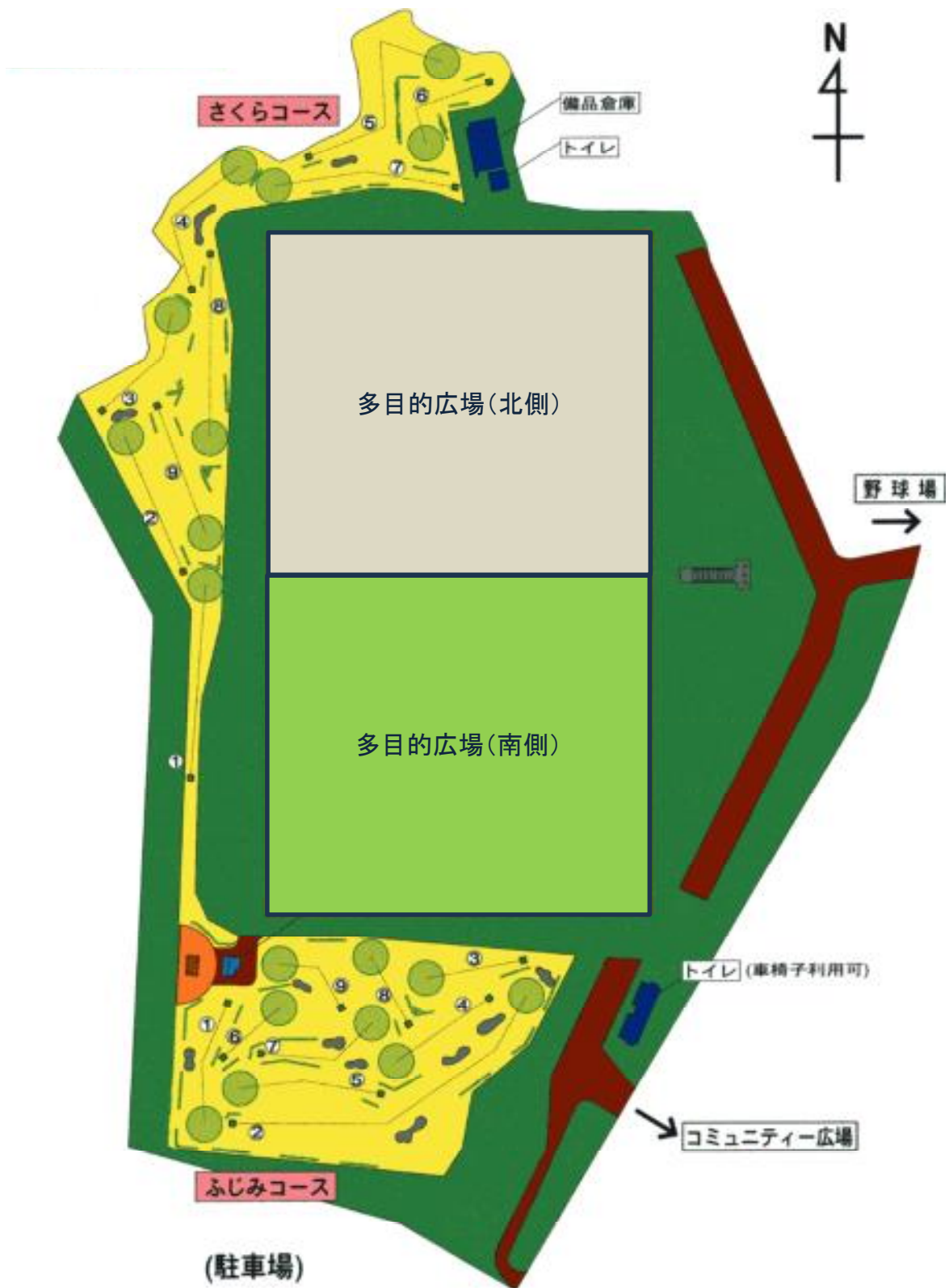
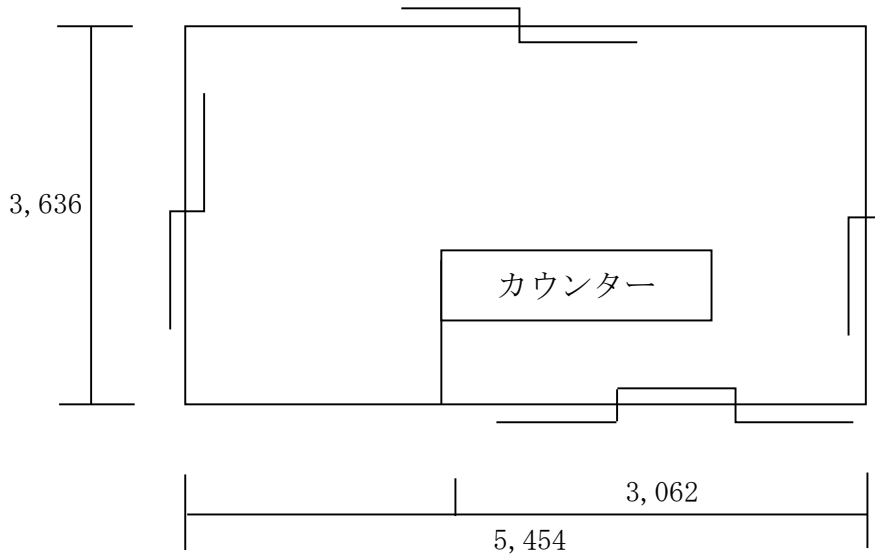


図 7

パークゴルフ場 スタートハウス 平面図 (建物)



パークゴルフ場 レストハウス 平面図 (建物)

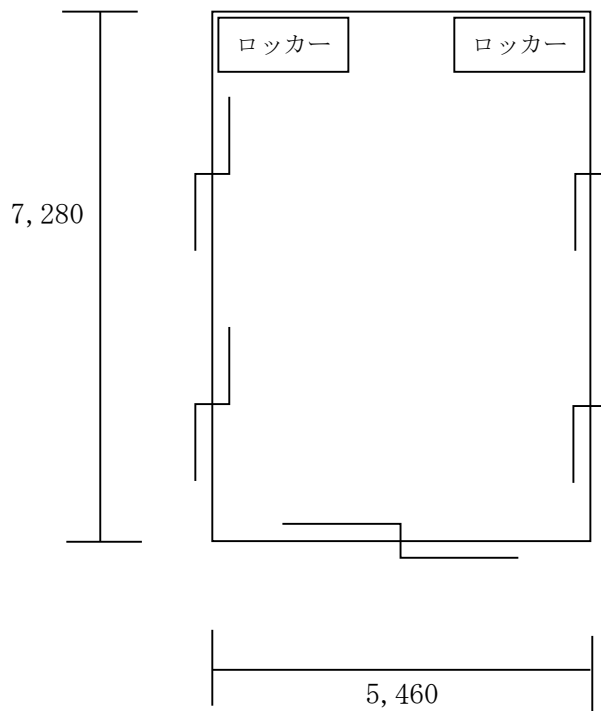
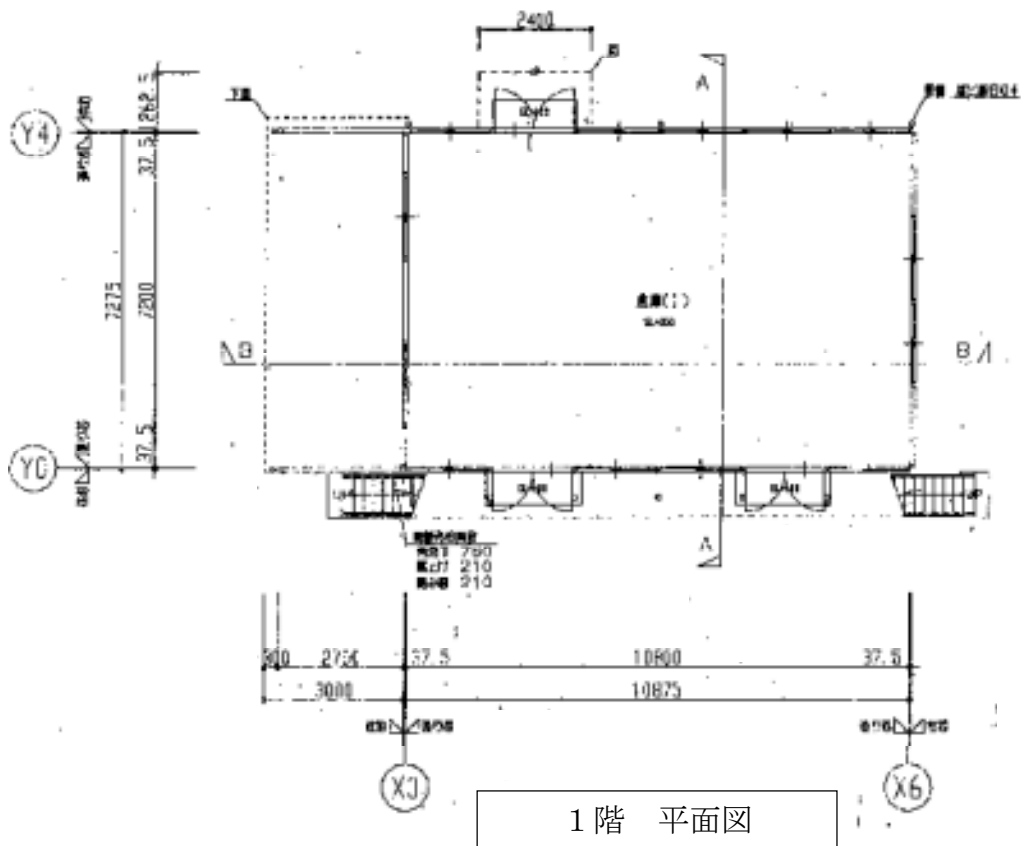
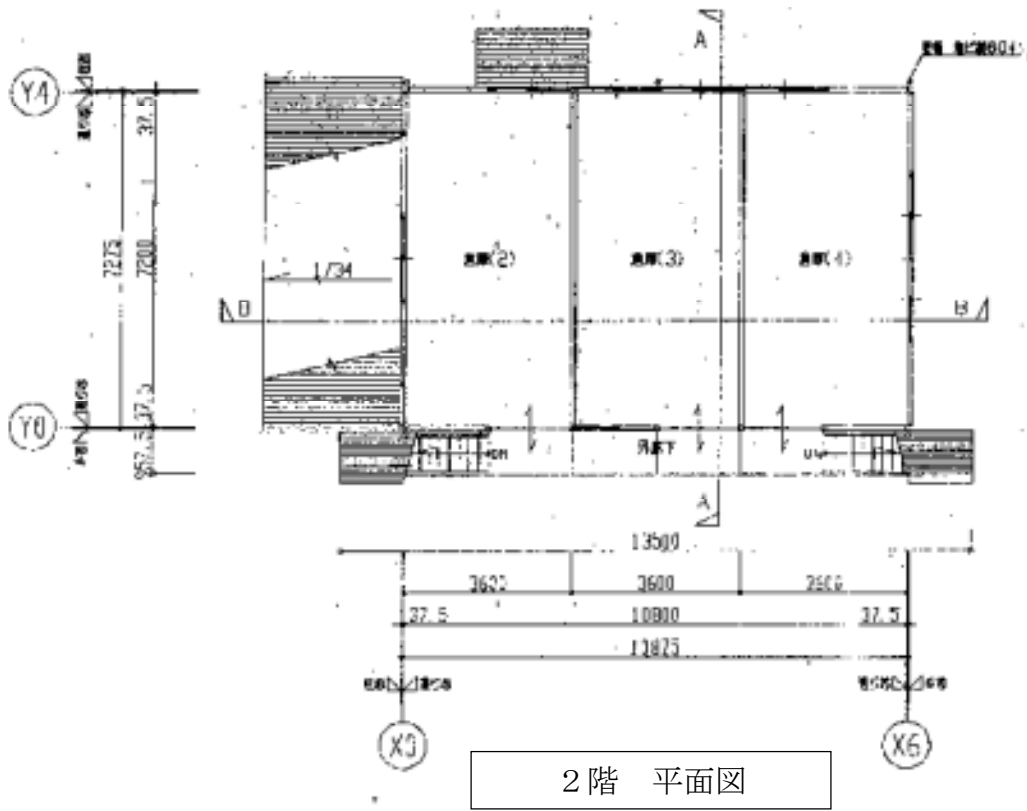
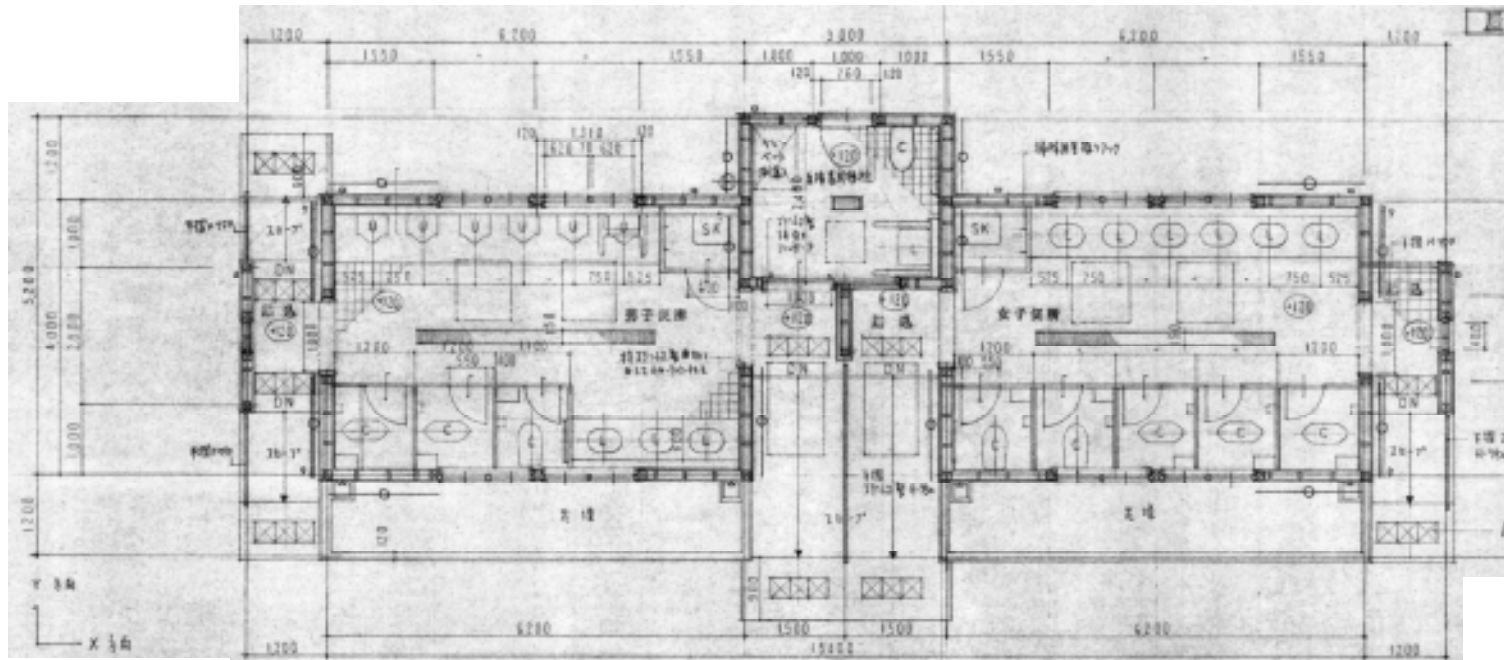


図 8

多目的広場 北側倉庫 平面図 (建物)



多目的広場 南側トイレ 平面図 (建物)



多目的広場 北側トイレ 平面図 (建物)

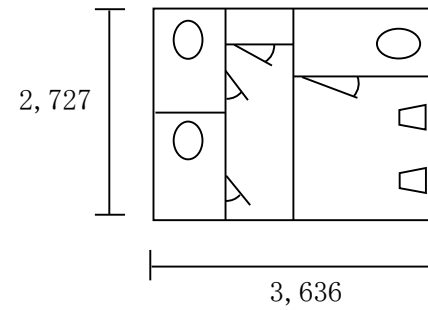
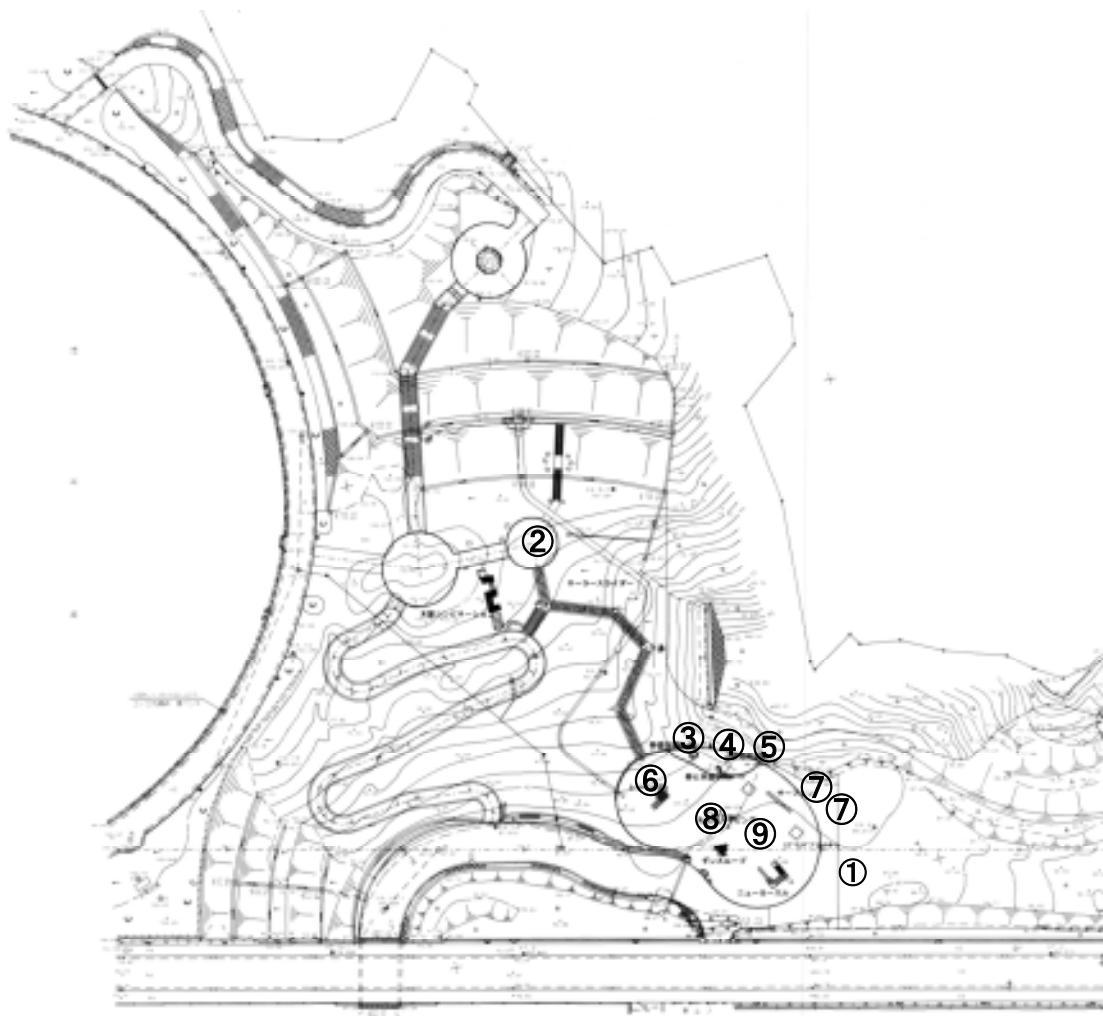


図10

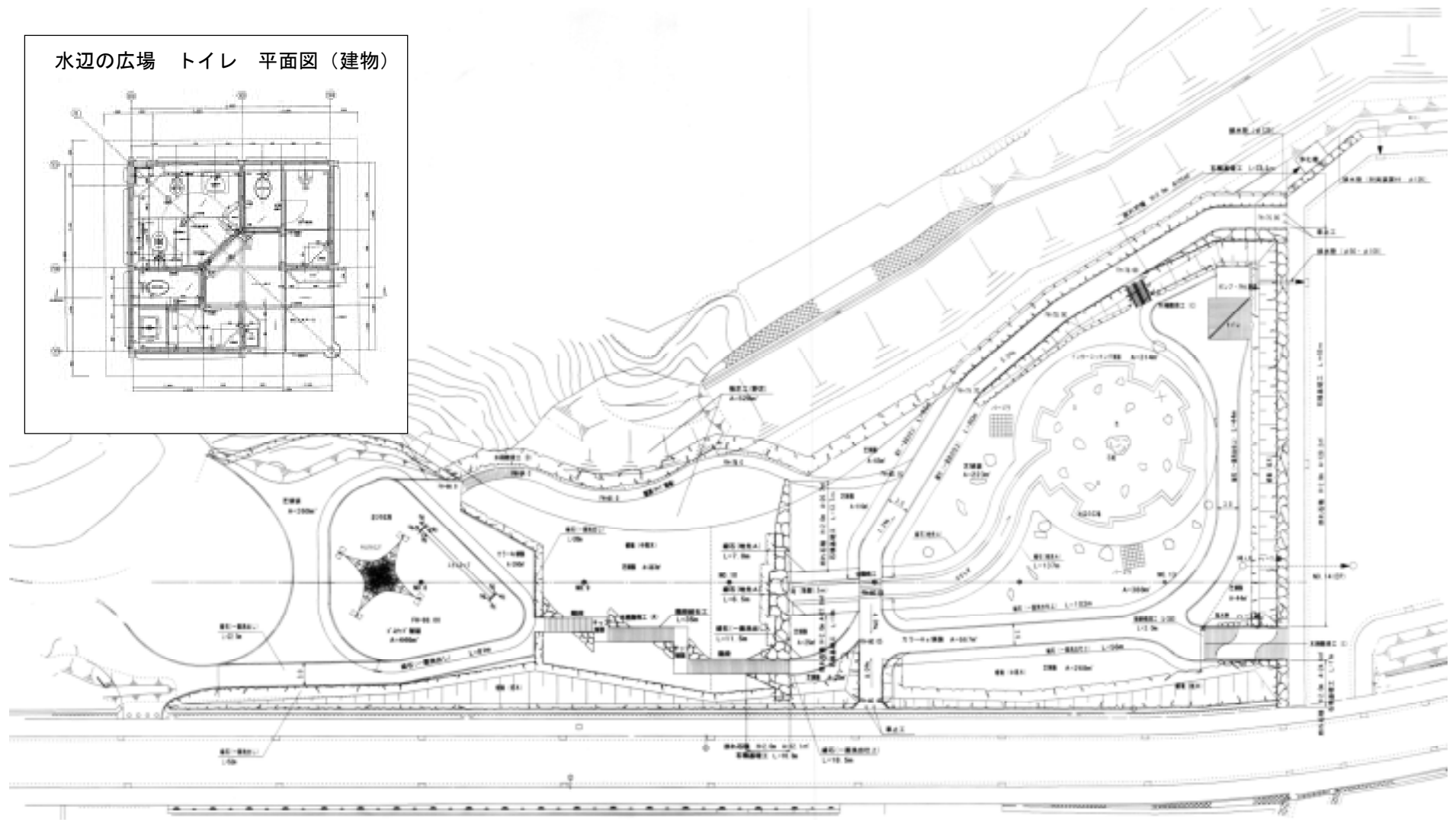
遊びの広場 平面図（遊具配置）



遊具名		設置数
①	ザイルクライミング	1基
②	ローラースライダー（滑り台）	1基
③	砂遊び用ボールテーブル	1基
④	砂と水遊び用ポート	2基
⑤	幼児用遊具（砂場）	1基
⑥	パネルプレイ	1基
⑦	幼児用スプリング遊具	2基
⑧	みかんポリン	1基
⑨	大規模複合型遊具	1基

図 1 1

水辺の広場 平面図





中井中央公園